

第 2 期

大村市農業基本計画

令和 5 年 3 月

大 村 市

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画の期間.....	2
第2章 農業の現状と課題.....	3
第1節 農業の現状.....	3
1 農業産出額及び農業経営について.....	3
2 農業者について.....	6
3 農地について.....	9
4 鳥獣被害について.....	15
第2節 前期計画の評価.....	16
第3節 農業者の意向.....	17
1 基本属性について.....	17
2 農業経営の現状について.....	17
3 農業の担い手について.....	19
4 有害鳥獣対策について.....	20
5 農業経営について.....	21
6 有機農業やスマート農業について.....	24
7 大村市の今後の農業政策に求めるもの・意見（抜粋）.....	26
第4節 市内食品関連業者の意向.....	27
1 基本属性について.....	27
2 大村産農産物の使用状況について.....	28
3 有機農産物、大村市の農業政策について.....	30
4 大村市の今後の農業政策に求めるもの・意見（抜粋）.....	31
第5節 農業の課題.....	32
1 農業の生産性の向上と販路拡大.....	32
2 農業の担い手の育成と確保.....	34
3 農地の保全と有効活用.....	35
第3章 基本目標及び施策体系.....	36
第1節 基本目標.....	36
第2節 施策体系.....	37
第4章 関係者の役割と数値目標.....	50
第1節 関係者の役割.....	50
第2節 数値目標.....	51

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本市では、平成22年3月に「大村市農業基本条例」を制定し、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年3月に「大村市農業基本計画」を策定し、その後平成30年3月に見直しを行い、計画の将来像である「ともに支え合う食と健康と活力ある農業」を目指して様々な施策に取り組んできました。

一方、農業者の高齢化・後継者不足、農地面積の減少や、TPP11^{※1}をはじめとするグローバル化^{※2}の進展など、農業を取り巻く環境は依然として厳しい状態が続いています。

このような状況の中、国は、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立するため、「産業政策」と「地域政策」を2本柱とする「食料・農業・農村基本計画」を令和2年3月に策定しました。また、令和3年5月には、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーション^{※3}で実現させるため、「みどりの食料システム戦略^{※4}」を策定しました。

以上のことを踏まえ、農業の持続的な発展や豊かで住みよい地域社会の実現等を目指し、本市の最上位計画である第5次大村市総合計画や、国や県の方針・計画と整合を図りつつ、新たに「第2期大村市農業基本計画」を策定します。

※1 TPP11：環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定。TPPは、環太平洋でモノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定で、日本を含む11か国が署名している。

※2 グローバル化：社会的、経済的に国や地域を超えて世界規模で結びつきが深まること。

※3 イノベーション：新たな仕組みや習慣を取り入れて革新的な価値を創造すること。

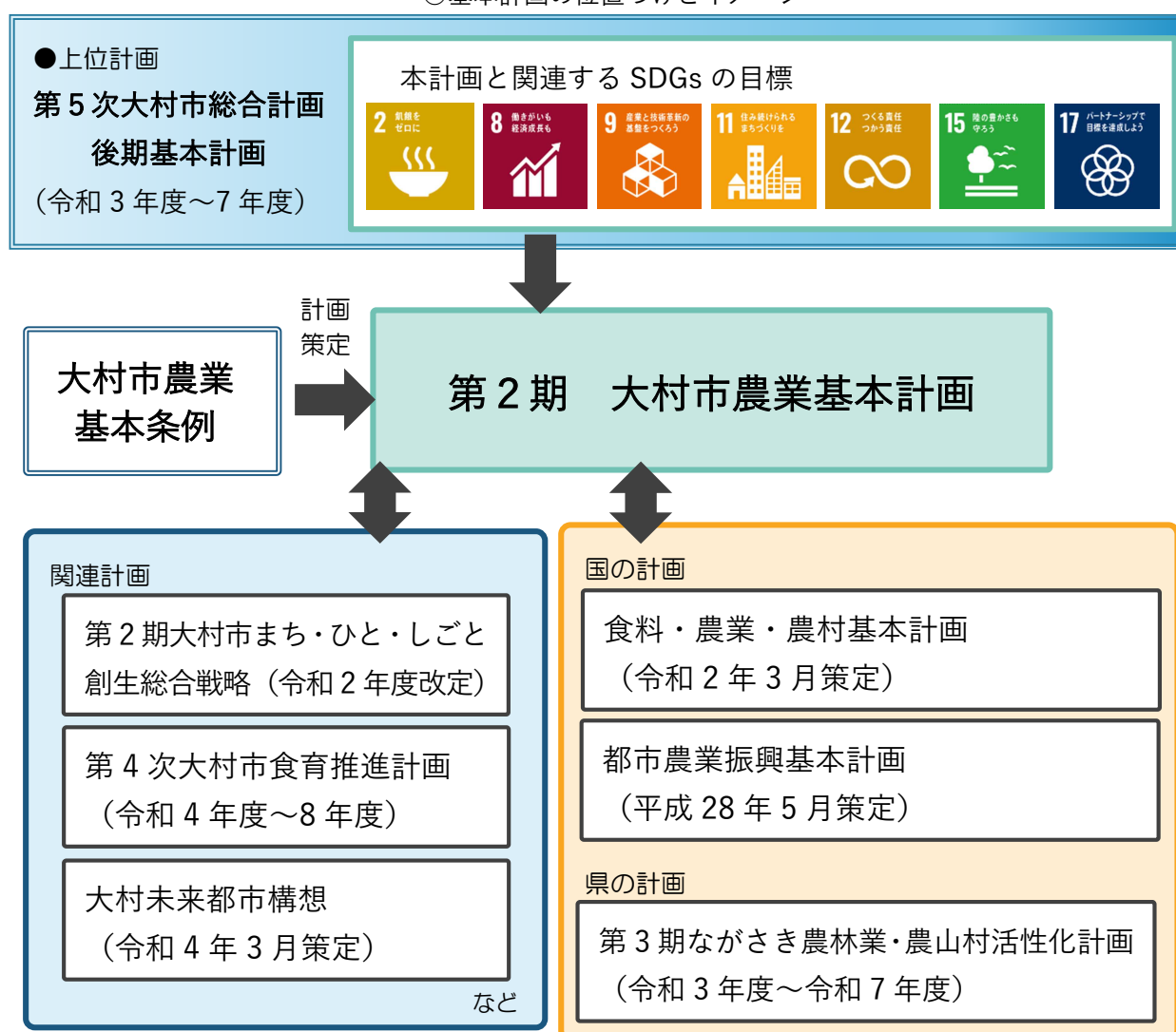
※4 みどりの食料システム戦略：近年の気候変動や生物多様性の低下等、農林水産物や食品の生産から消費に至る食料システムを取巻く環境が大きく変化していることや、SDGs（持続可能な開発目標）や環境への配慮を重視する世界的な潮流により、令和3年5月に農林水産省が策定した食料生産の方針のこと。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、第5次大村市総合計画及び大村市農業基本条例に基づき実施される本市の農業・農村に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための指針として位置づけるものです。

なお、第5次大村市総合計画・後期基本計画では、SDGs（持続可能な開発目標）の推進に向けた施策展開を設定しており、本計画と関連する内容では7つの目標を提示しています。本計画においても、SDGsの視点を取り入れた計画の推進を行います。

○基本計画の位置づけとイメージ



第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度を初年度とし、目標年度を令和14年度とする10か年の計画とします。

ただし、急激な社会経済状況の変化や国の農業政策の大きな変化等、本計画の見直しが必要と判断される場合は、適切に対応していきます。

第2章 農業の現状と課題

第1節 農業の現状

1 農業産出額及び農業経営について

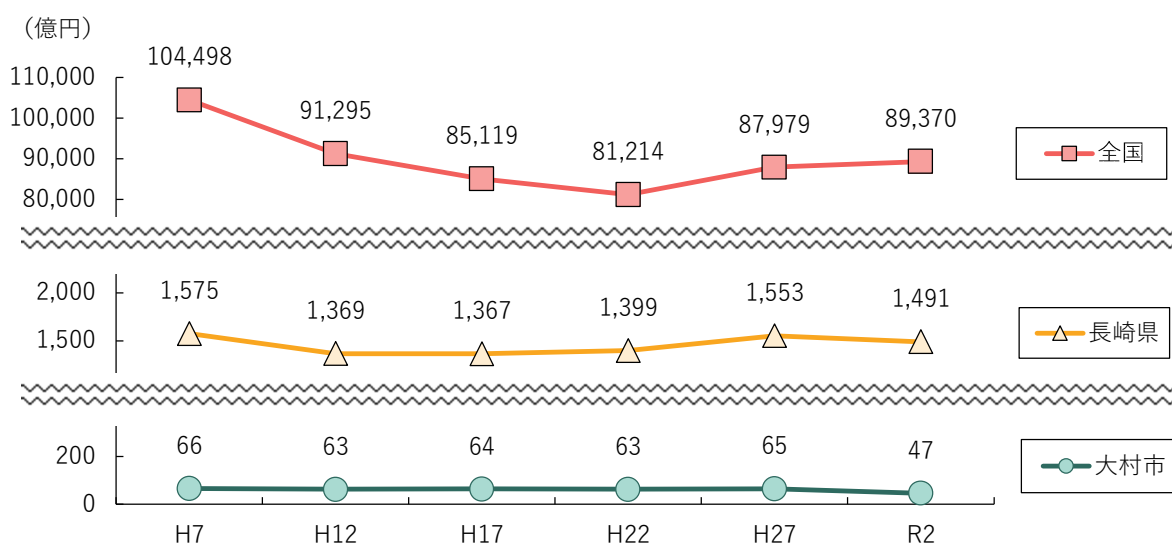
(1) 農業産出額

農業産出額について、長崎県においては、平成27年まで露地野菜や肉用牛等の伸びにより増加傾向で推移していましたが、令和2年には露地野菜の単価低迷等により、減少しています（図-1）。

本市においても、平成7年から60億円台で推移していましたが、令和2年の農業産出額は約47億円となっています。減少の要因としては、新幹線開業に伴う農地転用による生産基盤の減少や、新型コロナウイルス感染症による需要の減退に伴う卸売価格の低下、令和2年7月豪雨による被害等が考えられます。

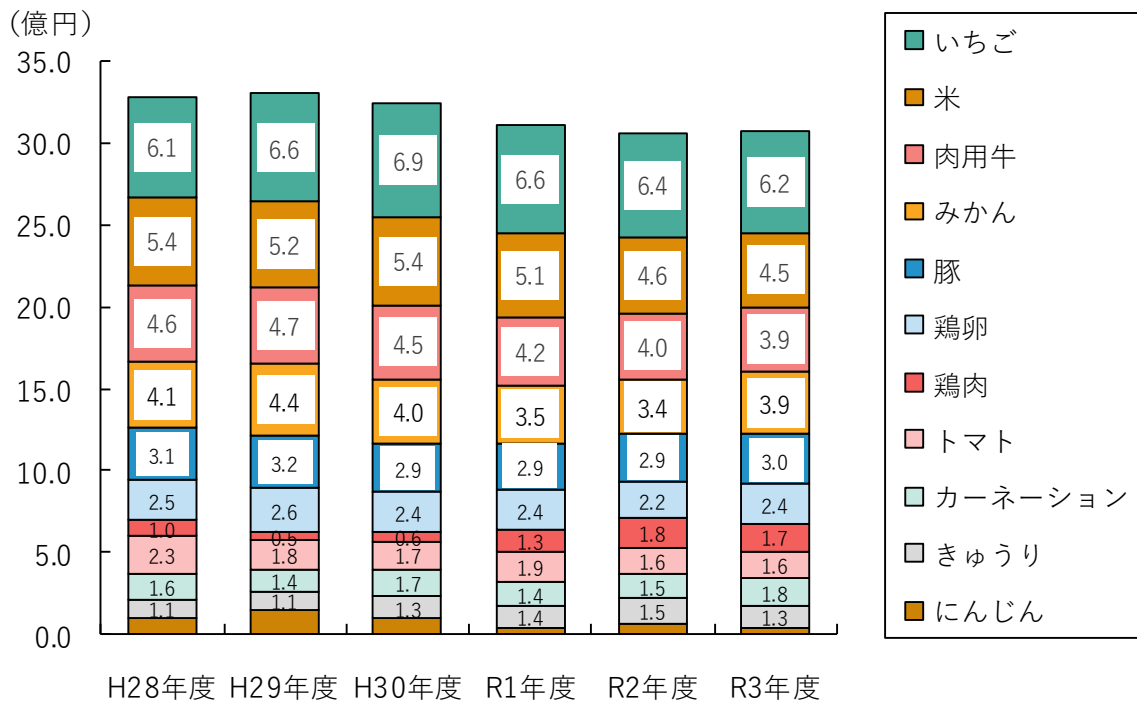
なお、本市の令和2年の農業産出額の上位は、いちご、米、肉用牛、みかん、豚などとなっており、農業産出額構成比は国、県と比べて野菜や果実の割合が高く、米を除く穀類、畜産の割合が低くなっています（図-2、図-3）。

（図-1） 農業産出額の推移



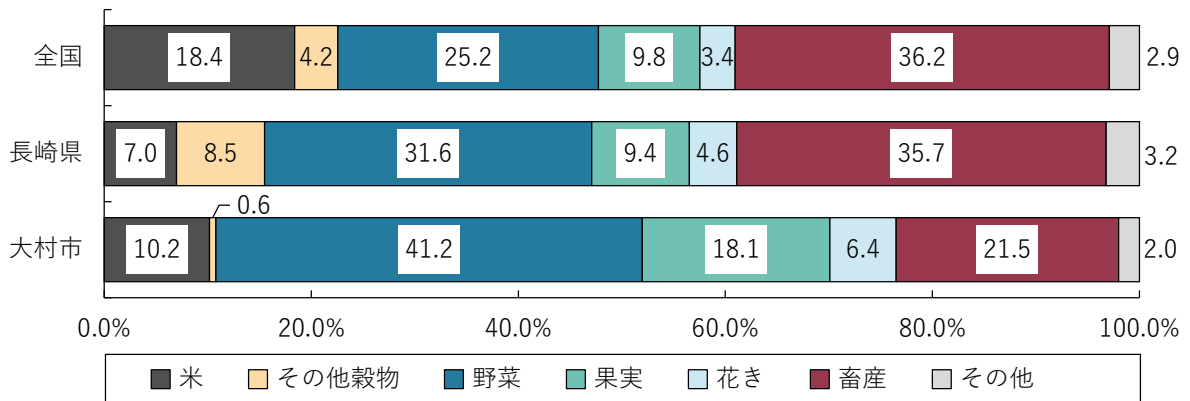
資料：大村市データ・生産農業所得統計

(図-2) 主要 11 品目の農業産出額の推移



資料：大村市データ（JA 各部会、各協議会調べ）

(図-3) 農業産出額構成比

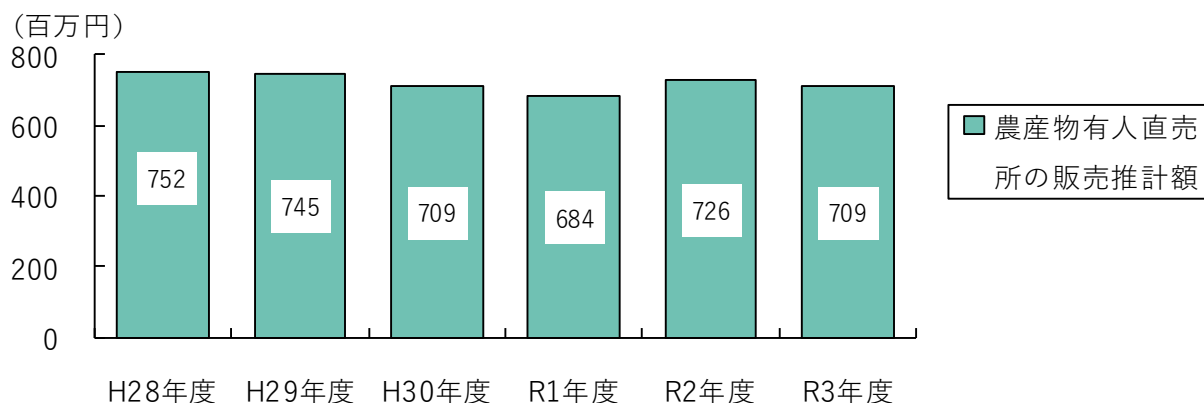


資料：大村市データ・生産農業所得統計（令和 2 年）

(2) 農産物有人直売所の現状

有人直売所は令和3年度において、市内に6か所（おおむら夢ファームシュシュ「新鮮組」、鈴田峠農園「こだわり市場」、JAながさき県央ファーマーズマーケット「産直かやぜ」、三浦かんさく市、三浦線海沿いマルシェ、産直松吉）あり、販売推計額は約7億円で、平成28年度から7億円前後で推移しています（図-4）。

(図-4) 農産物有人直売所の販売推計額



資料：大村市データ

(3) 農業経営について

平成30年の全国主業農家^{※5}の平均農業所得が662万円であり、長崎県全体における認定農業者^{※6}の平均農業所得は530万円（全国平均の80.1%）、本市における認定農業者の令和3年の平均農業所得は447万円となっています（表-1）。

(表-1) 農業所得の比較

区 分		農業所得階層別				計
		400万円未満	400～599万円	600～999万円	1,000万円以上	
全国	主業農家の平均農業所得					662万円
長崎県	認定農業者の平均所得					530万円
平成30年	認定農業者 【個別経営体】の経営体数	2,638 経営体	1,380 経営体	967 経営体	416 経営体	5,401 経営体
大村市	認定農業者の平均所得					447万円
令和3年	認定農業者 【個別経営体】の経営体数	96 経営体	80 経営体	18 経営体	7 経営体	201 経営体

資料：国民生活基礎調査の概況、第3期ながさき農林業・農山村活性化計画・大村市データ

※5 主業農家：農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家。

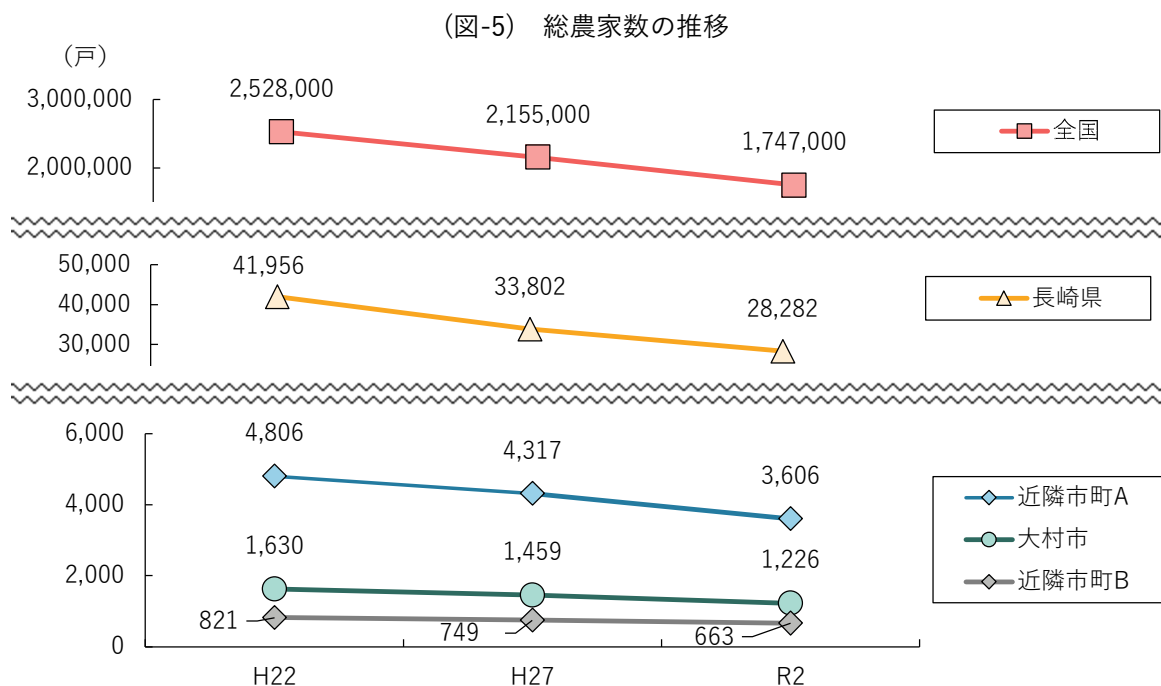
※6 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けた農業経営体。

2 農業者について

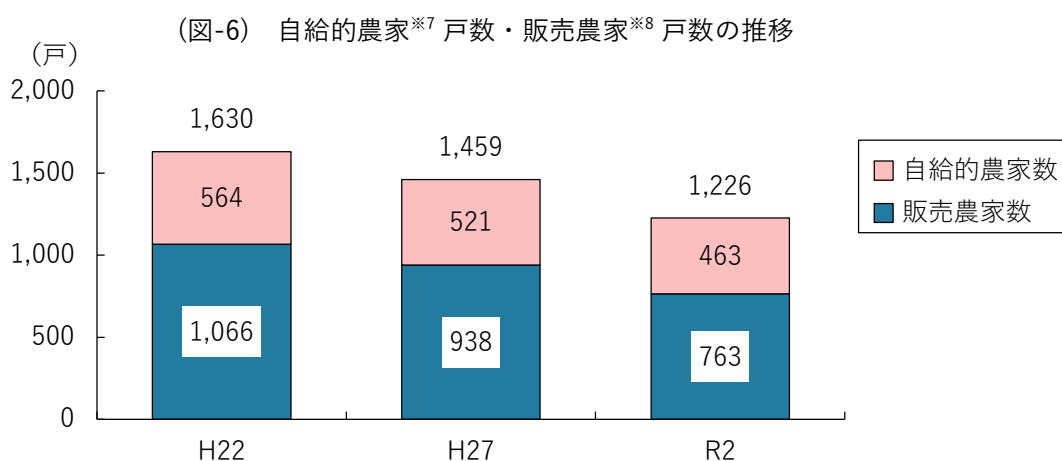
(1) 総農家数

総農家数については、平成 22 年と令和 2 年を比較すると、全国では 252 万 8 千戸から 174 万 7 千戸へ 30.9%減少し、長崎県全体は 41,956 戸から 28,282 戸へ 32.6%減少と、近隣市町を含め、全国的に農家数が減少しています（図-5）。

本市においても、総農家数は 1,630 戸から 1,226 戸へ 24.8%減少しており、販売農家数も同様に 1,066 戸から 763 戸へ 28.4%減少しています（図-6）。



資料：農林業センサス



資料：農林業センサス

※⁷ 自給的農家：経営耕地面積 30a 未満かつ農産物販売金額が年間 50 万円未満の農家。

※⁸ 販売農家：経営耕地面積 30a 以上又は農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家。

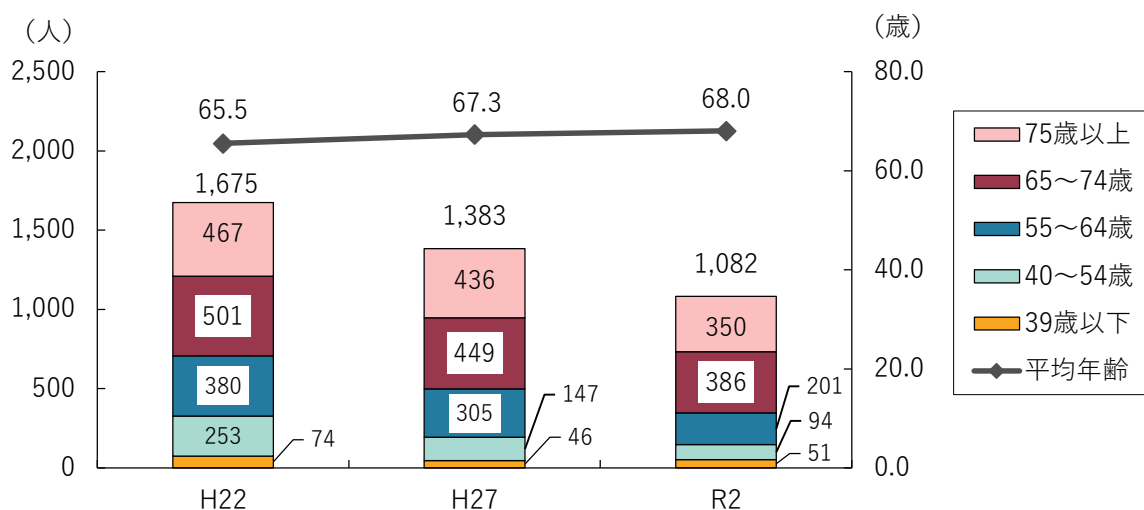
(2) 基幹的農業従事者

本市の基幹的農業従事者※⁹は高齢化が進んでおり、平均年齢で見ると、平成22年の65.5歳から、令和2年の68.0歳となっています（図-7）。

年齢別にみると、40～54歳の農業就業者の減少が著しく、平成22年の253人から、令和2年の94人へ159人減り、減少率は62.8%となっています。

また、全体に占める75歳以上の割合は、平成22年において27.9%であるのに対し、令和2年においては32.3%となっています。

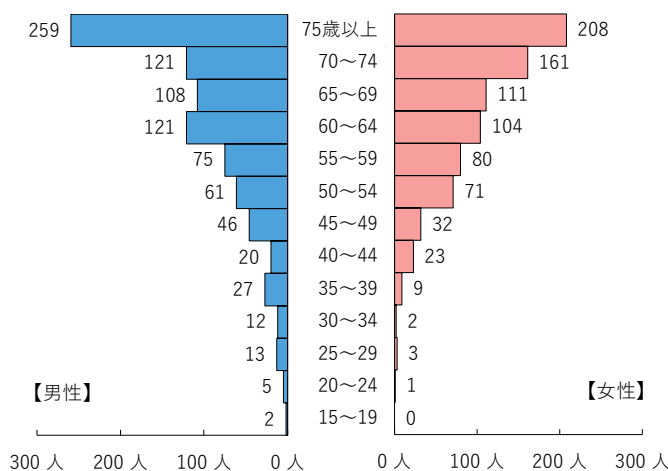
(図-7) 年齢別基幹的農業従事者数及び平均年齢



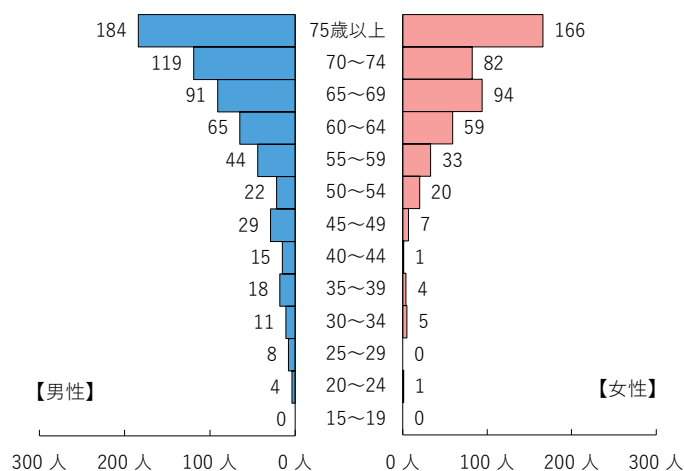
資料：農林業センサス

さらに、下記の基幹的農業従事者人口ピラミッドグラフにおいて、女性の農業就業人口が減少していることがわかります（図-8、図-9）。

(図-8) 基幹的農業従事者人口ピラミッドグラフ・H22



(図-9) 基幹的農業従事者人口ピラミッドグラフ・R2



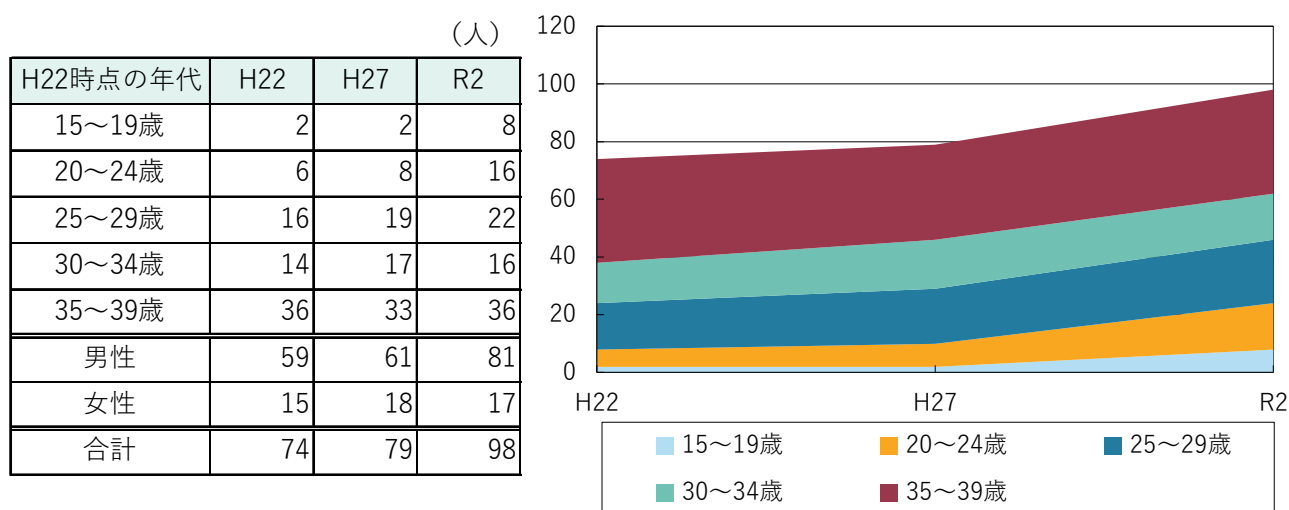
資料：農林業センサス

※⁹ 基幹的農業従事者：15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者。

下記の表とグラフは、平成 22 年を基準として年齢単位で基幹的農業従事者数の動きを追ったものです。平成 22 年から令和 2 年にかけて、15～29 歳の人数は、やや増加傾向となっています（表-2、図-10）。

また、15～39 歳までの基幹的農業従事者数を性別にみると、平成 22 年から令和 2 年にかけて、男性の増加率は 37.3%であるのに対し、女性の増加率は 13.3%にとどまっています。

（表-2・図-10） 平成 22 年の年代単位でみた基幹的農業従事者数の動き

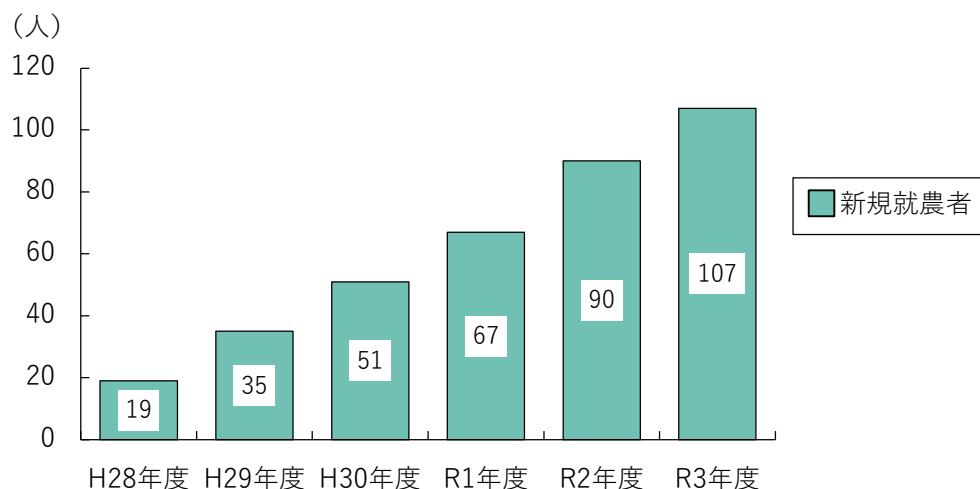


資料：農林業センサス

（３）新規就農者

新規就農者の延べ人数は、平成 28 年度から令和 3 年度までの 5 年間で 88 人の増となっています（図-11）。

（図-11） 新規就農者数の延べ人数



資料：大村市データ

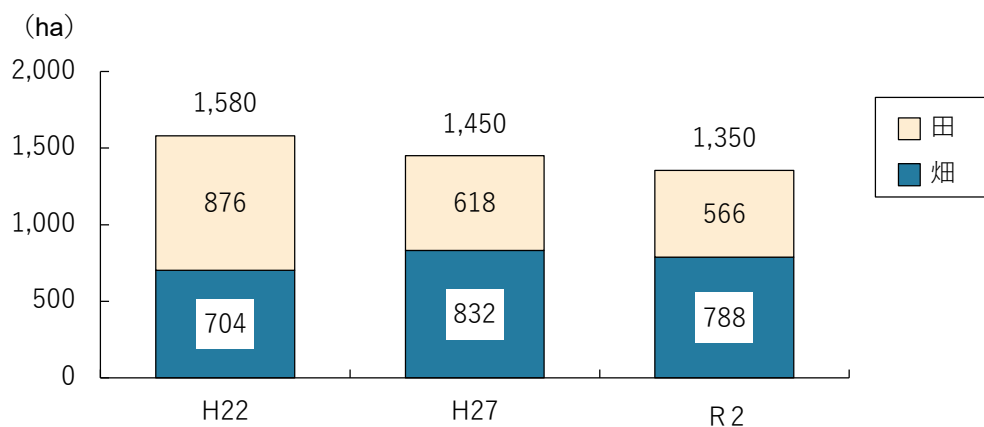
3 農地について

(1) 耕地面積

本市における耕地面積※10 は年々減少しており、令和2年で1,350haとなっています。また、平成22年からの10年間でみると、畑の面積が13.1%増加する一方、田の耕地面積は35.3%（309ha）減少しています（図-12）。

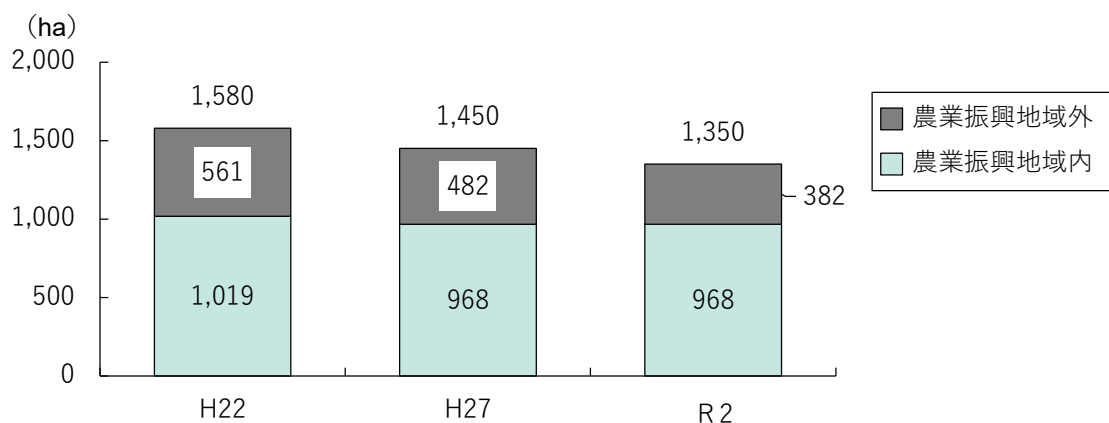
本市の主要な農産物であるトマト、きゅうり及び人参の栽培が盛んな農業振興地域外の耕地面積は、平成22年の561haから令和2年では382haとなっており、宅地化等の影響により、耕地面積が減少しています（図-13）。

（図-12） 耕地面積の推移の内訳



資料：作物統計調査

（図-13） 農業振興地域内外における耕地面積の推移



資料：大村市データ

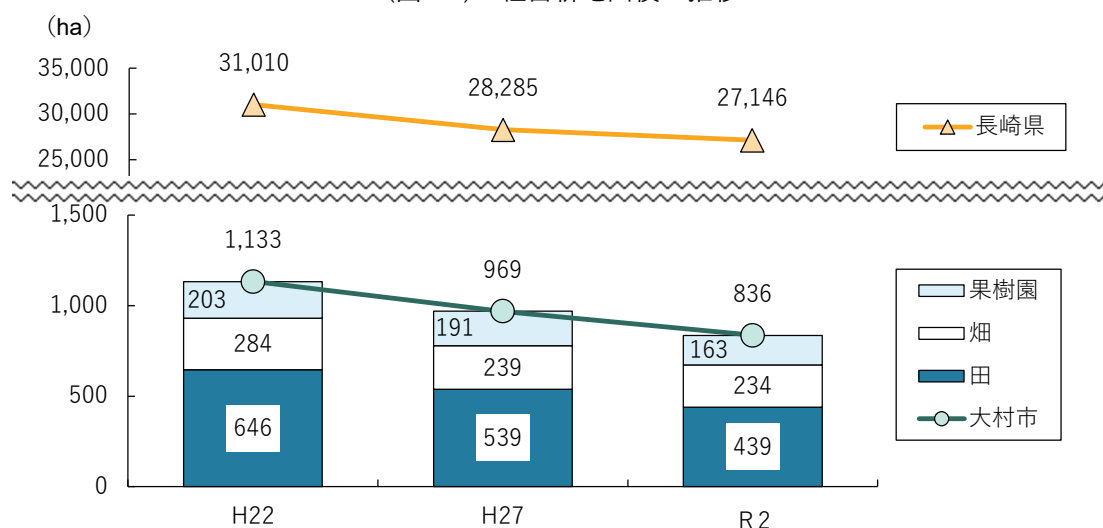
※10 耕地面積：農作物の栽培を目的とする土地の面積で、けい畔（田畑の端にあって、通行、施肥、保水等、田畑本来の用途である耕作以外の用途に供せられる細長い土地部分）を含む。

(2) 経営耕地面積

本市の経営耕地面積※11は、平成22年(1,133ha)から令和2年(836ha)までの10年間で297ha減少しています。減少率は26.2%と長崎県全体の12.5%を13.7ポイント上回っています(図-14)。

なお、減少率の内訳は、田が69.7%、畑が16.8%、果樹園が13.5%となっています。

(図-14) 経営耕地面積の推移



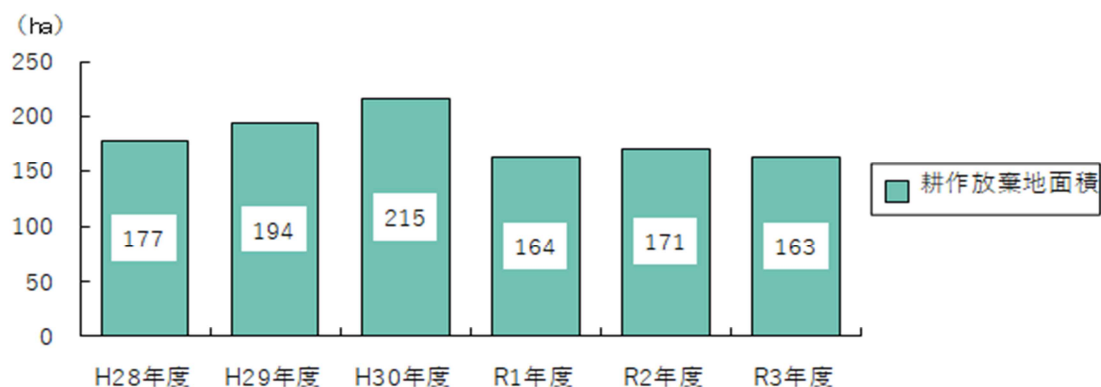
資料：農林業センサス

(3) 耕作放棄地

本市の耕作放棄地は、年度によって変動がありますが、令和3年度では163haとなっています。特に、傾斜地等、耕作条件の悪い中山間地域に多く発生している状況です(図-15)。

耕作放棄地は、病害虫等の発生源やイノシシ等の有害鳥獣の生息範囲の拡大要因になる等、農村の景観や環境の保全にも悪影響を及ぼしています。

(図-15) 耕作放棄地面積の推移



資料：大村市農業委員会データ

※11 経営耕地面積：農業経営のために耕作して農作物をつくる土地の面積。30a以上等の農業経営の要件を満たす耕地面積。

(4) 農家1戸当たりの面積

農家（総農家戸数及び販売農家戸数）及び農地（耕地面積及び経営耕地面積）は平成22年からの10年間でいずれも減少しており、令和2年で販売農家戸数は763戸、経営耕地面積は836haとなっています（表-3、図-16）。

なお、農家1戸当たりの面積は、ほぼ横ばいで推移しています。

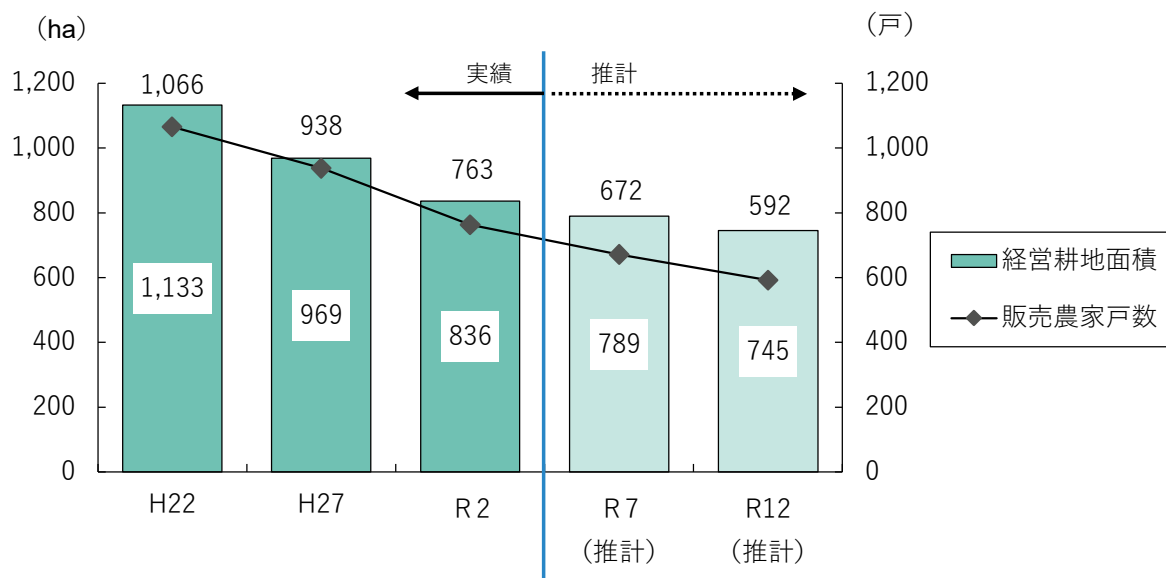
(表-3) 販売農家と経営耕地面積の推移

区分	H22	H27	R2	R7 (推計)	R12 (推計)
耕地面積 (ha)	1,580	1,450	1,354	1,278	1,206
総農家戸数 (戸)	1,630	1,459	1,226	1,079	951
1戸当たり面積 (ha)	0.97	0.99	1.10	1.18	1.27
経営耕地面積 (ha)	1,133	969	836	789	745
販売農家戸数 (戸)	1,066	938	763	672	592
1戸当たり面積 (ha)	1.06	1.03	1.10	1.17	1.26

資料：H22～R2・農林業センサス

R7～R12・大村市推計（参考：第3期ながさき農林業・農山村活性化計画県の予測）

(図-16) 販売農家と経営耕地面積の推移



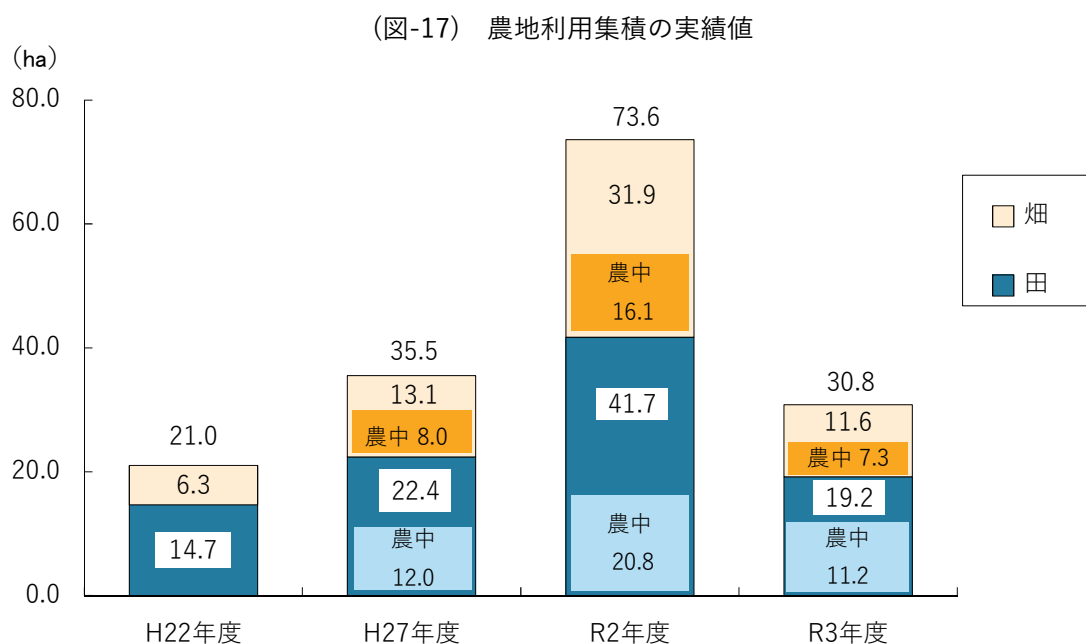
資料：H22～R2・農林業センサス

R7～R12・大村市推計（参考：第3期ながさき農林業・農山村活性化計画県の予測）

(5) 農地の利用集積

農地利用集積面積^{※12}は、令和2年度の実績が73.6haと、平成22年度の21.0haと比較すると、3倍以上の農地の利用集積が進んでいます。これは、平成26年度から開始した「農地中間管理事業^{※13}」が大きく寄与しています(図-17)。

今後も、優良な農地を維持し、耕作放棄地の発生を防止するためにも、意欲ある農業者への農地利用集積が必要です。



資料：大村市農業委員会データ・大村市データ

※12 農地利用集積面積：ある特定の農業経営体が、農地を「所有」、「借入」又は「農作業受託」により利用している面積。

※13 農地中間管理事業：公的機関である中間管理機構が仲介役となり、意欲ある農業者への農地集積・集約化を推進し、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進めるための事業。

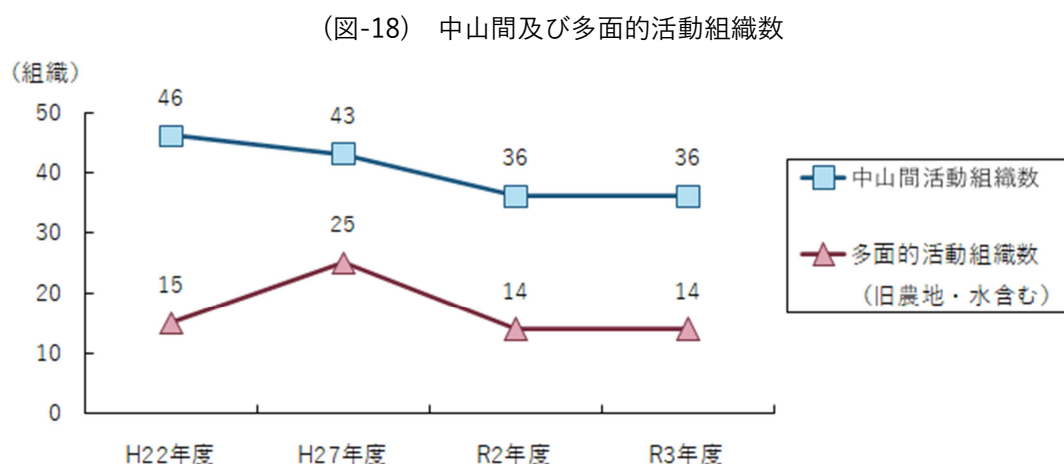
（６）農業生産基盤の保全

農業生産基盤※¹⁴は、集落や地域単位での活動、公共事業等により、維持・保全に努めてきましたが、近年は、高齢化や後継者不足の影響により、耕作放棄地が増加し、集落の維持・管理が行き届かず、水路や農道の老朽化も進んでいます。

こうした状況の中、中山間地域等直接支払制度※¹⁵や多面的機能支払交付金※¹⁶といった国の補助事業を活用して、それぞれの集落が活動組織を設立し、農業生産基盤の維持・改修を実施しています。

中山間地域等直接支払制度は、平成12年から1期を5年として開始し、現在5期目に入っており、令和3年度における取組活動組織は36組織と、平成22年（46組織）から減少しています（図-18）。

多面的機能支払交付金は、平成26年度からそれまでの旧農地・水保全管理交付金を見直し・拡充して実施しており、令和3年度における活動組織数は14組織となっています。



資料：大村市データ

※¹⁴ 農業生産基盤：田畑・水路・農道などの農業生産の基礎となる土地や施設。

※¹⁵ 中山間地域等直接支払制度：農業生産条件の不利な中山間地域等において、特定の条件を満たした集落等を単位に、農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度。

※¹⁶ 多面的機能支払交付金：水路、農道、ため池等、農業を支える共用の設備を維持管理するための地域の共同作業に支払われる交付金。

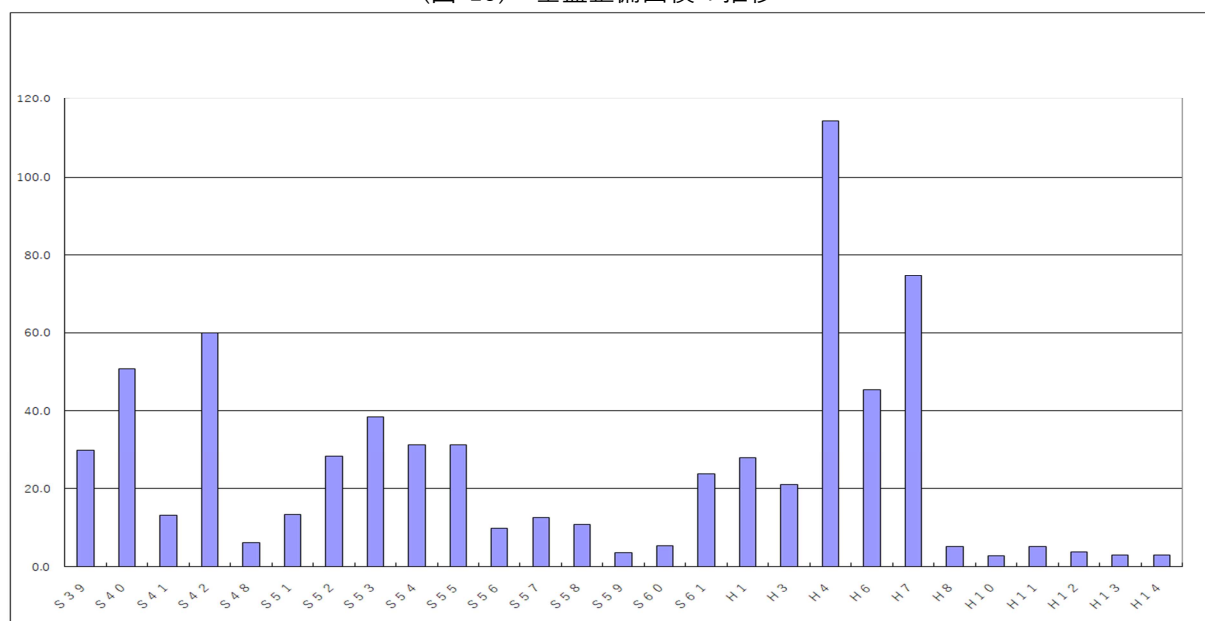
(7) 農地の基盤整備事業

農地の基盤整備※17 事業は、昭和 38 年から平成 14 年までにかけて実施し、累計で 76 か所、受益面積は約 665ha となっています（図-19）。

内訳として、北部地域が 39 か所、受益面積 305.4ha と最も多く、次いで南部地域の 29 か所、受益面積 223ha、中部地域の 1 か所、受益面積 108.3ha、中南部地域の 7 か所、受益面積 28.5ha の順となっています。

水田を中心に基盤整備を行い、水田については概ね整備が完了しています。現在は、令和 3 年から、南部地域（鈴田・内倉地区）1 か所、受益面積 21.5ha の基盤整備を実施しています。

(図-19) 基盤整備面積の推移



資料：大村市データ

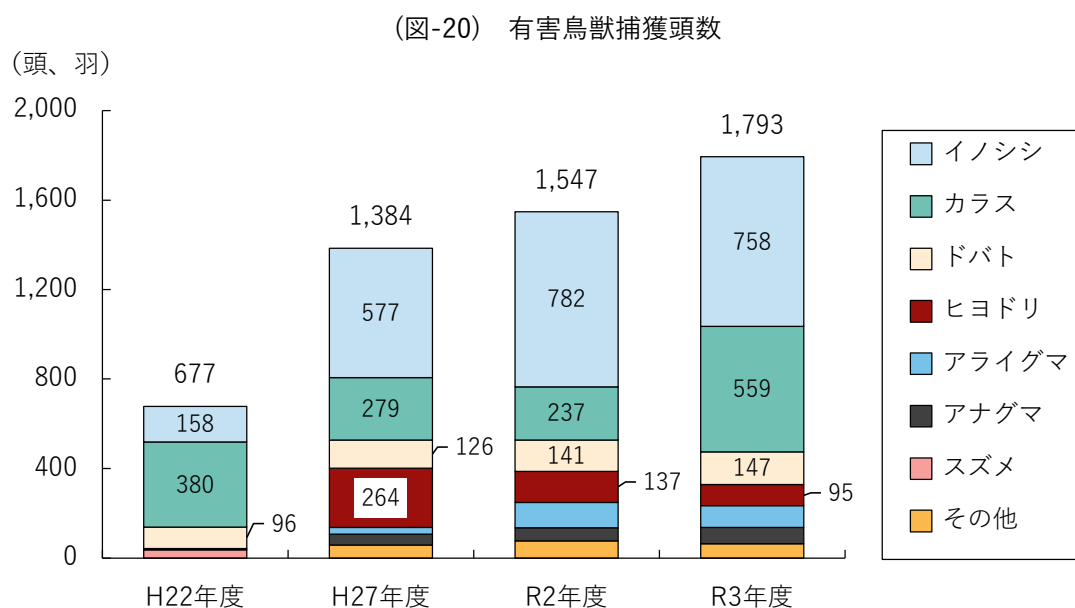
※17 基盤整備：既成の水田・畑等の農地において、作業環境や労働生産性を向上させるため、農業生産基盤を計画的に整備すること。

4 鳥獣被害について

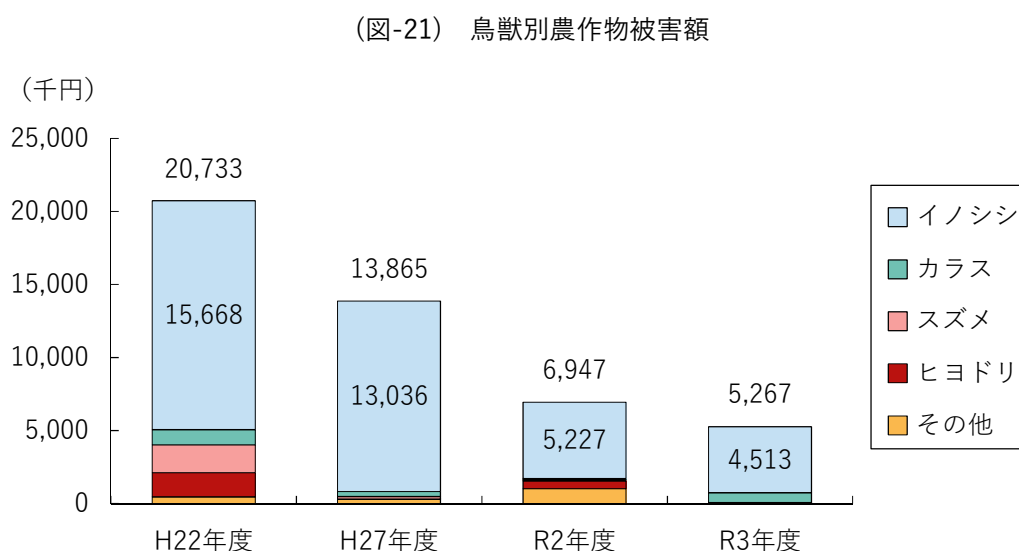
有害鳥獣の捕獲頭数は増加傾向にあり、平成 22 年度の 677 頭（羽）から、令和 3 年度は 1,793 頭（羽）となっています。特に、令和 3 年度はカラスが 559 羽と大きく増加しています（図-20）。

農作物被害額をみると、イノシシによる被害が大分部を占めていますが、捕獲頭数も増加していることもあり、全体の被害額は減少しています（図-21）。

なお、近年、市街地へのイノシシ等の有害鳥獣の出没や、カラス等の鳥類の被害が増加しています。



資料：大村市データ



資料：大村市データ

第2節 前期計画の評価

「大村市農業基本計画」（平成30年3月見直し後）における令和3年度の施策進捗状況については、以下のとおりです。

○前期計画の施策進捗状況

基本施策	指 標	基 準 (平成27年度)	実 績 (令和3年度)	目 標 (令和4年度)	達成率
生産量及び収益性の向上	認定農業者の平均農業所得	441 万円	447 万円	520 万円	86.0%
農産物のブランド化と販路拡大	新たにブランド化した農産物の品数 (平成30年度から令和4年度までの延べ品数)	—	4 品	3 品	133.3%
6次産業化の推進	新規参入件数 (平成30年度から令和4年度までの延べ件数)	—	7 件	3 件	233.3%
農業体験等による農産物のPR	農業イベントの参加者数	2万5千人	2,015 人	3 万人	6.7%
新規就農者の確保	新規就農者数 (平成30年度から令和4年度までの延べ人数)	—	72 人	35 人	205.7%
認定農業者の育成	認定農業者数	261 人	210 人	280 人	75.0%
集落営農の推進	集落営農組織数	3 組織	2 組織	4 組織	50.0%
農業生産基盤の保全及び強化	経営耕地面積	969 ha	780 ha	940 ha	83.0%
農地の利用集積	農地利用集積面積 (農地中間管理事業活用面積)(延べ面積)	20 ha	175.5 ha	160 ha	109.7%
有害鳥獣対策の推進	有害鳥獣による農業被害額	13,859 千円	5,267 千円	10,000 千円	189.9%※ 減少値の達成率

令和3年度の実績において、指標10項目のうち、5つの項目が達成されています。

達成した主な要因としては、有害鳥獣の捕獲対策や、6次産業化のための施設整備の推進、相談会等の就農希望者の発掘に効果等があったものです。未達成の項目については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うイベントの中止や話し合いの場の減少、宅地化等が進行したことが主な要因です。

第3節 農業者の意向

市内の認定農業者を対象とするアンケート結果の抜粋は、以下のとおりです。

※令和4年9月6日～令和4年9月22日実施

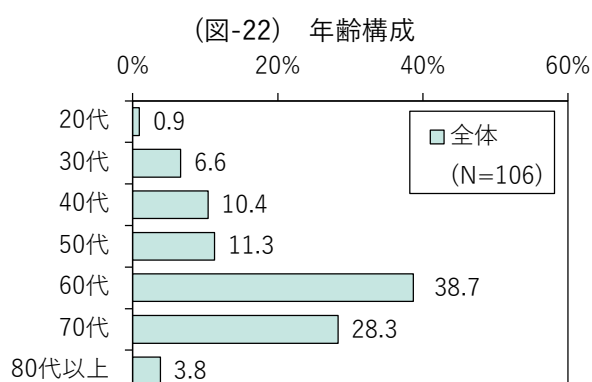
認定農業者、認定新規就農者 228 名に配布し、106 件を回収（回収率：46.1%）

アンケートの結果からは、農業の主たる担い手の高齢化が進む中、労働力不足の問題が表面化しており、その中でもスマート農業の導入などにより生産性を向上させ、農業の収益性を改善したいとの農業者の意向を読み取ることができます。

1 基本属性について

（1）年齢

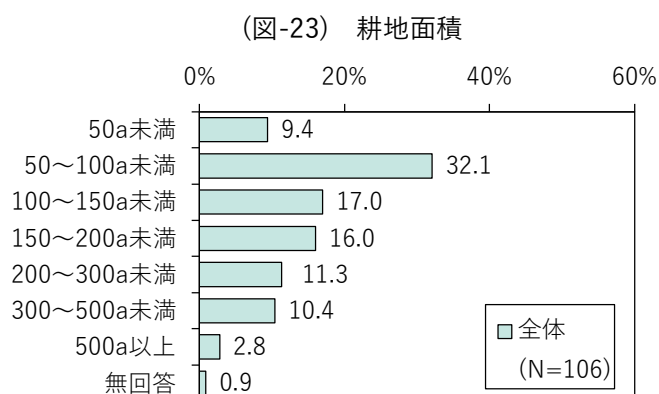
年齢について、「60代」が38.7%と最も高く、次いで「70代」が28.3%となっています（図-22）。



2 農業経営の現状について

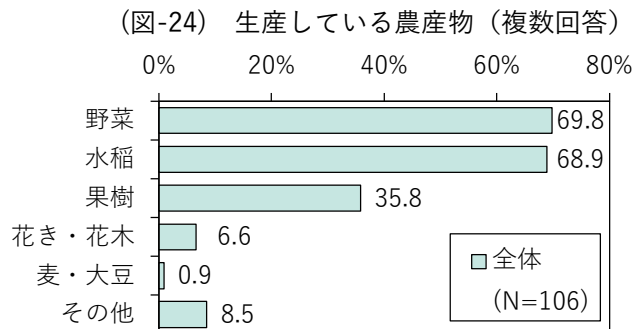
（1）耕地面積

耕地面積について、「50～100a 未満」が32.1%と最も高く、次いで「100～150a 未満」が17.0%、「150～200a 未満」が16.0%となっています（図-23）。



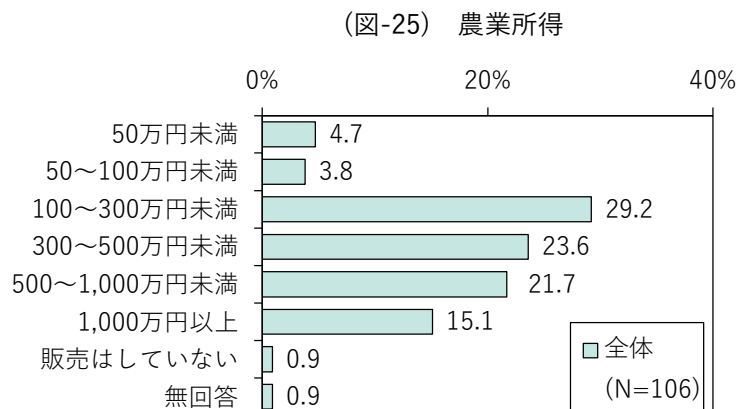
(2) 生産している農産物

生産している農産物について、「野菜」が 69.8%と最も高く、次いで「水稻」が 68.9%となっています（図-24）。



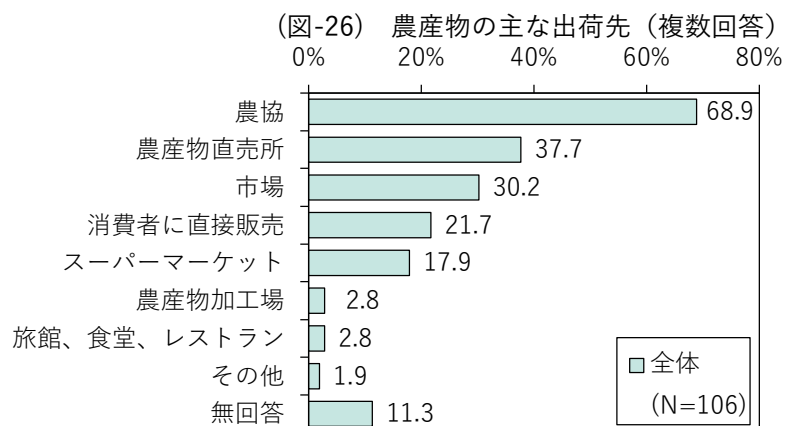
(3) 農業所得

農業所得について、「100～300 万円未満」が 29.2%と最も高く、次いで「300～500 万円未満」が 23.6%、「500～1,000 万円未満」が 21.7%となっています（図-25）。



(4) 農産物の主な出荷先

農産物の主な出荷先について、「農協」が 68.9%と最も高く、次いで「農産物直売所」が 37.7%、「市場」が 30.2%となっています（図-26）。

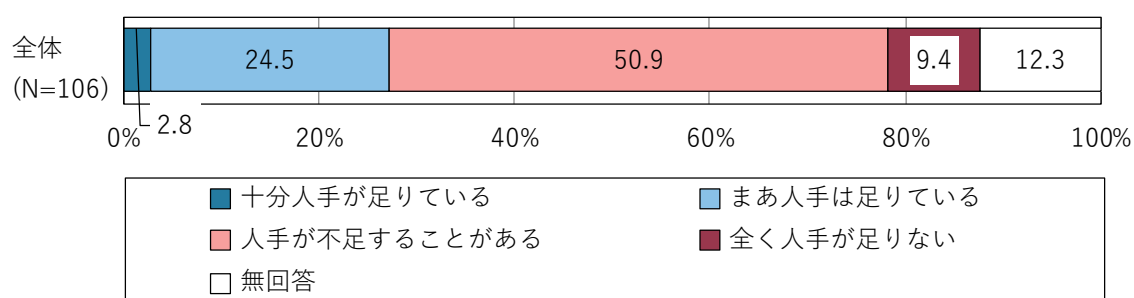


3 農業の担い手について

(1) 現在の労働力の状況

現在の労働力について、「人手が不足することがある（50.9%）」が5割強と最も高く、「全く人手が足りない（9.4%）」とあわせた、人手が不足／不足することがある農業者は、約6割となっています（図-27）。

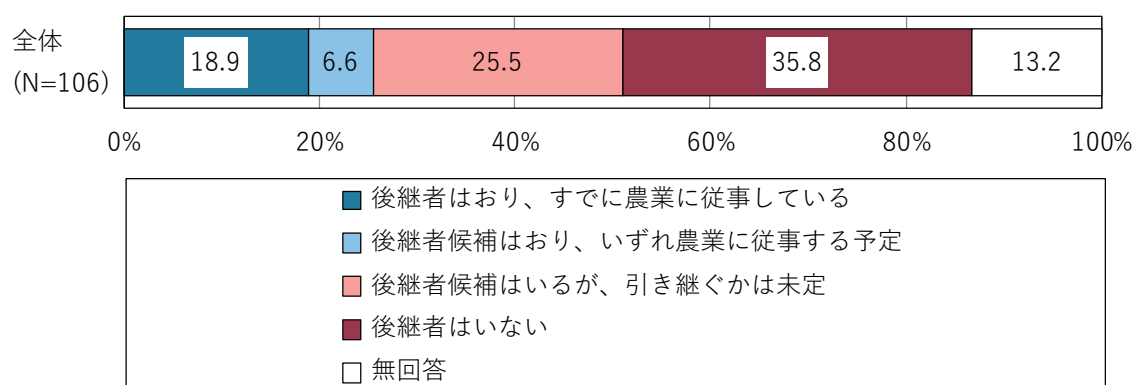
（図-27） 現在の労働力の状況



(2) 農業後継者の有無

農業後継者について、「後継者はいない」が35.8%と最も高く、次いで「後継者候補はいるが、引き継ぐかは未定」が25.5%、「後継者はおり、すでに農業に従事している」が18.9%となっています（図-28）。

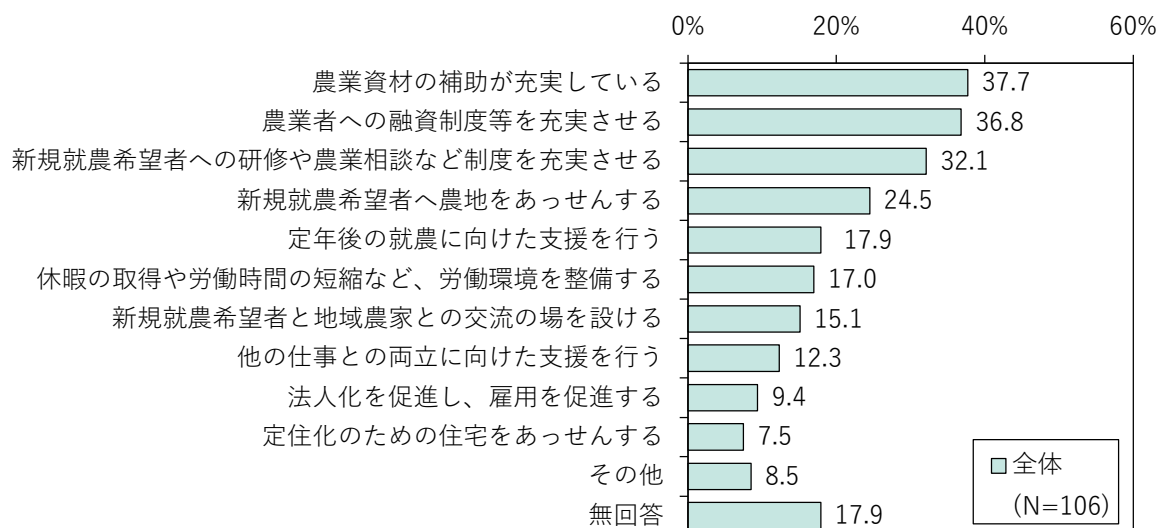
（図-28） 農業後継者の有無



（３）農業の担い手確保のために必要なこと

農業の担い手確保のために必要なことについて、「農業資材の補助が充実（37.7%）」や「農業者への融資制度等を充実（36.8%）」、「新規就農希望者への研修や農業相談など制度を充実（32.1%）」の割合が、3割を超えて高くなっています（図-29）。

（図-29） 農業の担い手確保のために必要なこと（複数回答）

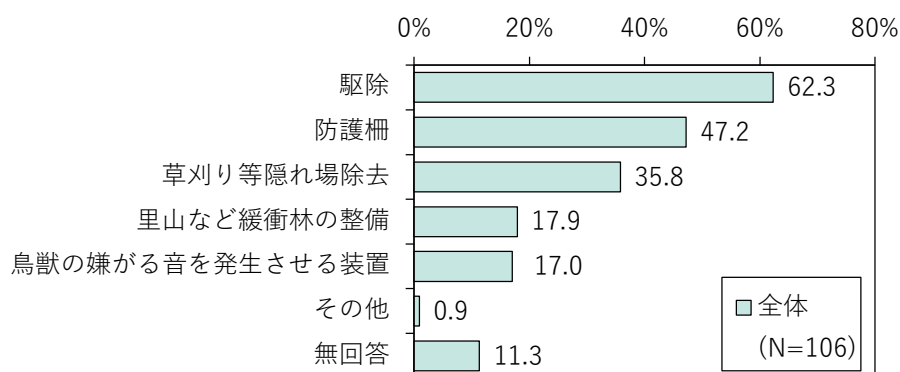


4 有害鳥獣対策について

（１）有害鳥獣対策として今後必要なもの

有害鳥獣対策として今後必要なものについて、「駆除」が62.3%と最も高く、次いで「防護柵」が47.2%、「草刈り等隠れ場除去」が35.8%となっています（図-30）。

（図-30） 農業の担い手確保のために必要なこと（複数回答）

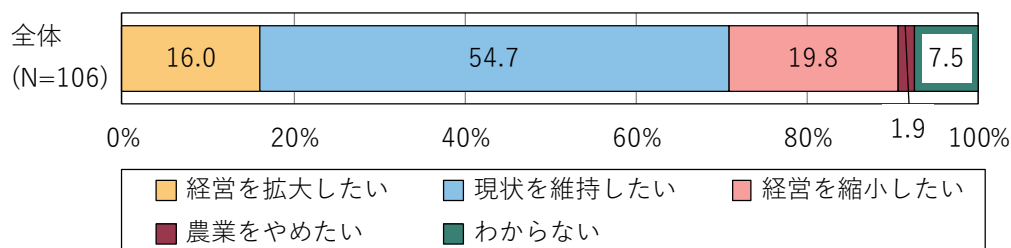


5 農業経営について

(1) 今後の農業経営の意向

今後の農業経営（5年～10年先）について、「現状を維持したい（54.7%）」が5割強で最も高く、次いで「経営を縮小したい（19.8%）」が2割、「経営を拡大したい（16.0%）」が2割弱となっています（図-31）。

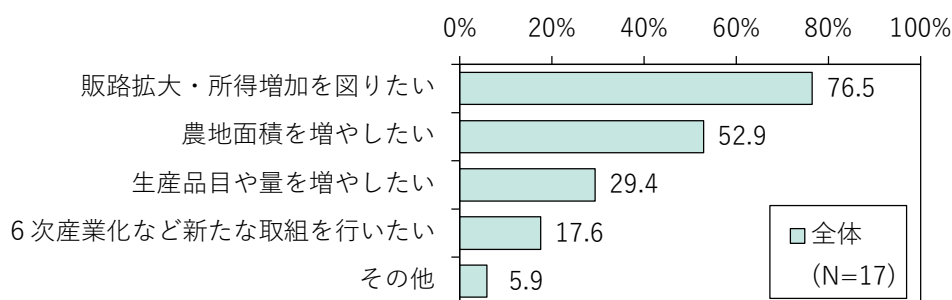
（図-31） 今後の農業経営の意向



(2) 経営を拡大したい内容

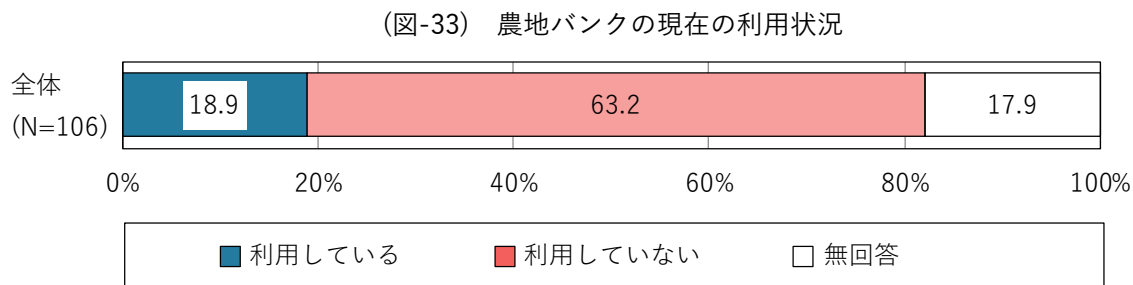
経営を拡大したい内容について、「販路拡大・所得増加を図りたい」が76.5%と最も高く、次いで「農地面積を増やしたい」が52.9%、「生産品目や量を増やしたい」が29.4%となっています（図-32）。

（図-32） 経営を拡大したい内容



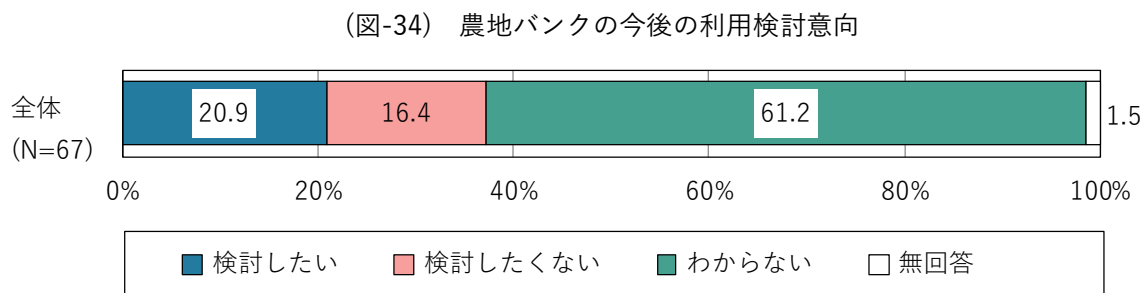
(3) 農地バンク※18の現在の利用状況

農地バンクの現在の利用について、「利用している」が18.9%、「利用していない」が63.2%となっています（図-33）。



(4) 農地バンクの今後の利用検討意向

農地バンクの今後の利用について、「検討している」が20.9%、「検討したくない」が16.4%、「わからない」が61.2%となっています（図-34）。

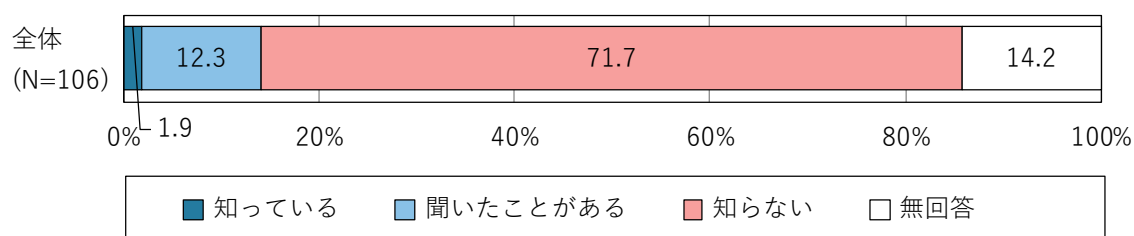


※18 農地バンク：農地を貸したい人から農地を借り受け、必要に応じて条件整備などを行い、農地を必要とする人にまとまりのある形で転貸する事業を行う、都道府県知事が指定する公的な機関（別称：農地中間管理機構）。

(5) みどりの食料システムの認知状況

みどりの食料システムについて、「知っている」が1.9%、聞いたことがある」が12.3%、「知らない」が71.7%となっています（図-35）。

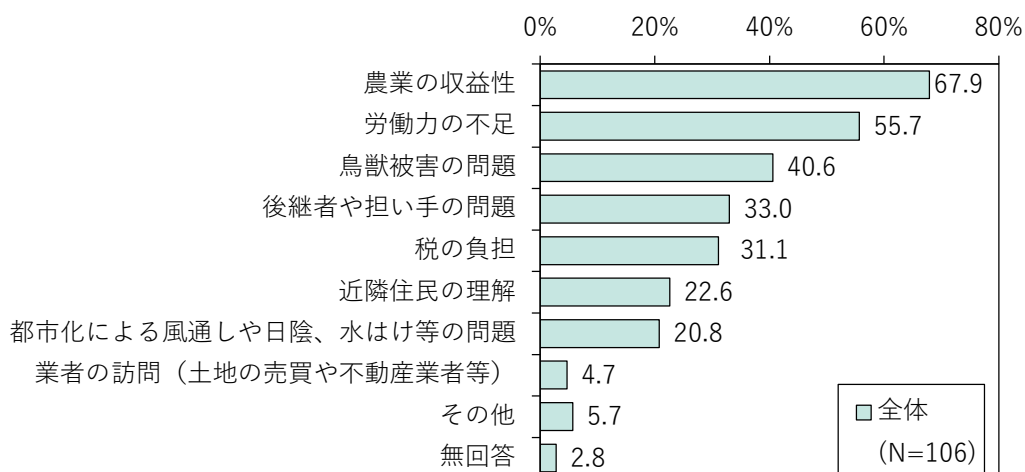
(図-35) みどりの食料システムの認知状況



(6) 農業経営を継続していくうえで困っていることや不安に感じていること

「農業の収益性(67.9%)」が7割弱で最も高く、次いで「労働力の不足(55.7%)」、「鳥獣被害の問題(40.6%)」となっています（図-36）。

(図-36) 農業経営を継続していくうえで、困っていることや不安に感じていること（複数回答）

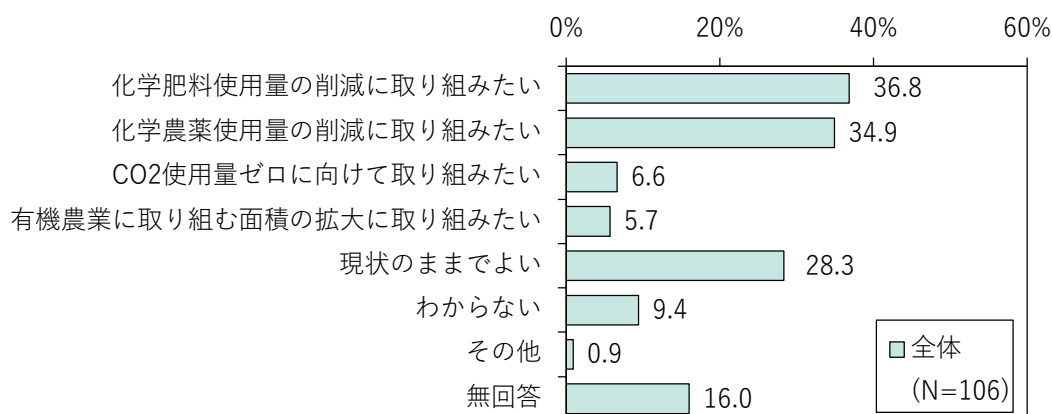


6 有機農業やスマート農業※19 について

(1) 有機農業で今後取り組みたいこと

有機農業※20 で今後取り組みたいことについて、「化学肥料使用量の削減 (36.8%)」、「化学農薬使用量の削減 (34.9%)」が3割を超えて高くなっています (図-37)。

(図-37) 有機農業で今後取り組みたいこと (複数回答)

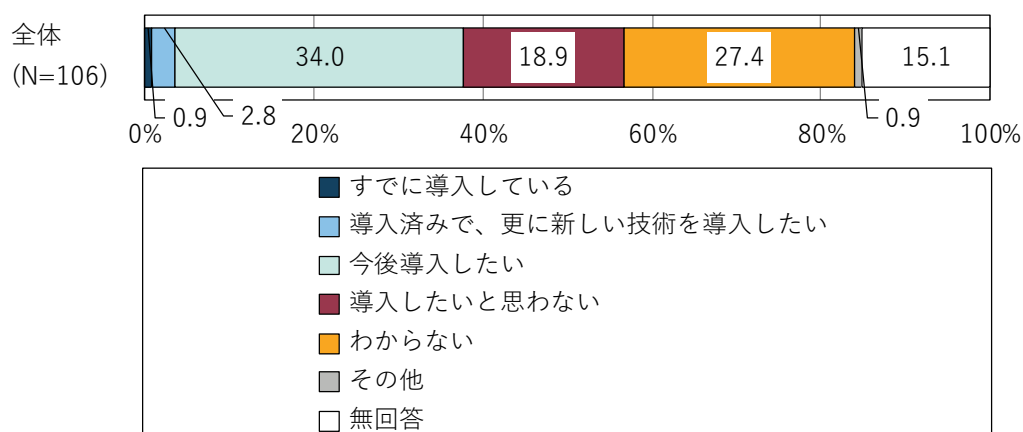


(2) スマート農業の導入意向

スマート農業の導入について、「今後導入したい」が34.0%と最も高く、次いで「わからない」が27.4%、「導入したいと思わない」が18.9%となっています。

「すでに導入している (0.9%)」と「導入済みで、更に新しい技術を導入したい (2.9%)」をあわせた『スマート農業導入済み』割合は3.7%となっています (図-38)。

(図-38) スマート農業の導入意向



※19 スマート農業：農業の効率化や労働力確保のほか、収益向上や付加価値向上のために、栽培環境の自動制御や自律的な環境対応等の先進技術を駆使し、従来型の農業の限界を超えた新しい農業。

※20 有機農業：化学肥料及び化学合成農薬を使用しないこと、並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。

7 大村市の今後の農業政策に求めるもの・意見（抜粋）

【基本施策 1-1：生産性の向上】

- ・農作業を委託しているシルバー人材センターで働く雇人に対して支援してほしい。
- ・市単独補助事業を拡充し、農業生産性を向上させる。

【基本施策 1-2：農産物のブランド化と販路拡大】

- ・農産物の特産化、ブランド化による収益拡大。

【基本施策 2-1：新規就農者の確保】

- ・IターンよりUターン就農者の支援をしてほしい。
- ・借地で安定して営農継続できるように支援してほしい。
- ・研修や面談の充実を図り、将来につながる農業者を増やしてほしい。
- ・新規就農者に対して就農後の技術指導などのフォローアップを継続してほしい。
- ・新規就農者の育成をお願いしたい。

【基本施策 2-2：認定農業者の育成】

- ・市単独事業で認定農業者の支援があり、ありがたい。行政の支援があれば、規模拡大と所得向上を目指す認定農業者が増えると思う。

【基本施策 2-3：集落営農の推進】

- ・担い手対策として、法人化、集落営農を図ってもらいたい。

【基本施策 3-1：農地生産基盤の保全と強化】

- ・平坦地の農地を守ってほしい。
- ・農振地域以外の農地も支援してほしい。
- ・農地と宅地の区域を線引きし、農地の区域には家が建てにくいようにしてほしい。
- ・栽培されない農地が年々増えているので対策が必要。
- ・農業者が減少しているが、ため池、水路、農道などの生産基盤の維持を図ってもらいたい。

【基本施策 3-3：有害鳥獣対策の推進】

- ・放置田が増え害獣の住処になっているので対策をしてほしい。
- ・カラスなど鳥類の被害対策を強化してほしい。

【その他の意見】

- ・技術指導だけでなく、農業経営指導者や相談員を確保してほしい。
- ・生産物の価格安定に対する支援
- ・有機農業の推進
- ・農地を借りて営農している人に対して支援してほしい。
- ・認定農業者や新規就農者だけでなく、高齢者でも経営規模があり意欲がある農家を市単独で支援してほしい。

第4節 市内食品関連業者の意向

市内の食品関連業者を対象とするアンケート結果の抜粋は以下のとおりです。

※令和4年9月30日～令和4年10月18日実施

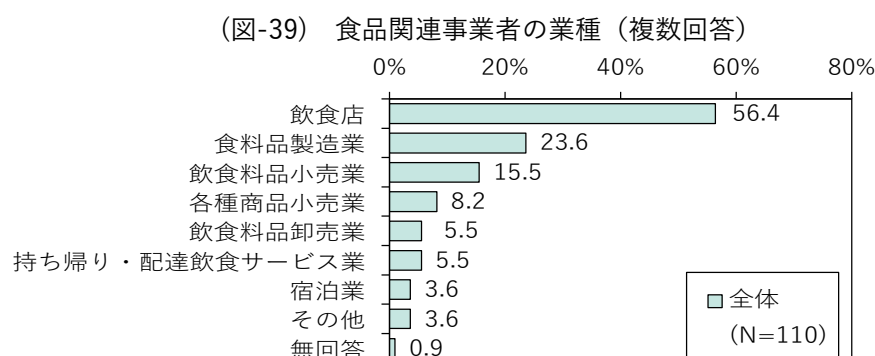
食品関連業者294社に配布し、110件を回収（回収率：37.4%）

アンケートの結果からは、大村産農産物の食材使用について食品関連事業者の仕入れルートが固定化していること、食材によっては供給量が不足していることなどにより、地元農産物の使用が難しいと思われる一方で、有機農産物^{※21}など品質や安全性が確認できれば使用したいとの事業者の意向も読み取ることができます。

1 基本属性について

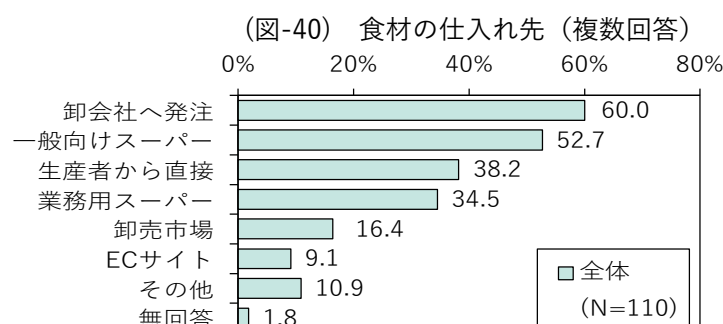
（1）業種

業種について、「飲食店」が56.4%と最も高く、次いで「食料品製造業」が23.6%、「飲食料品小売業」が15.5%となっています（図-39）。



（2）食材の仕入れ先

食材の仕入れ先について、「卸会社へ発注」が60.0%と最も高く、次いで「一般向けスーパー」が52.7%となっています（図-40）。



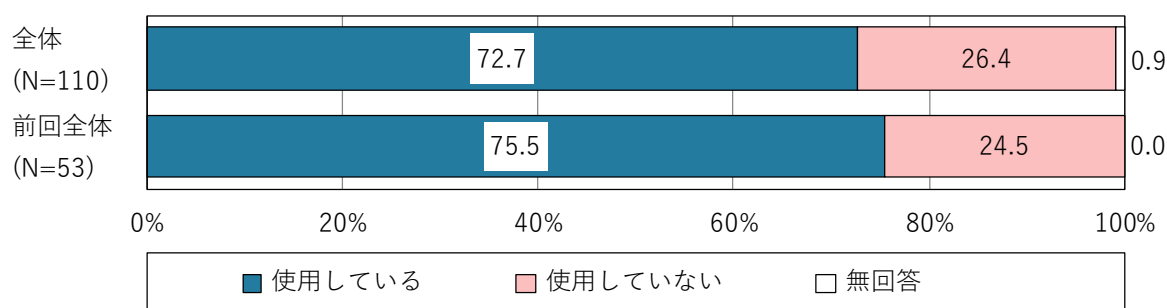
※21 有機農産物：種まき又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しないなど、「有機農産物の日本農林規格」の基準に従って生産された農産物。

2 大村産農産物の使用状況について

(1) 大村産農産物の使用有無

「使用している」72.7%、「使用していない」26.4%となっています。また、前回調査（平成29年10月実施）と比較すると、「使用している」が2.8ポイント減少しています（図-41）。

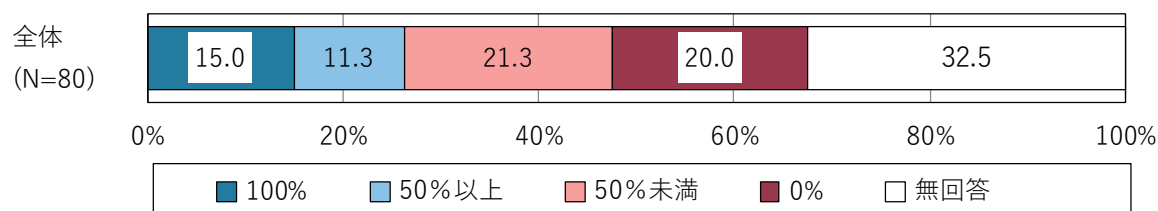
（図-41） 大村産農産物の使用有無



(2) 大村産農産物（米）の利用率

大村産農産物（米）の利用率について、「50%未満」が21.3%と最も高く、次いで「0%」が20.0%となっています（図-42）。

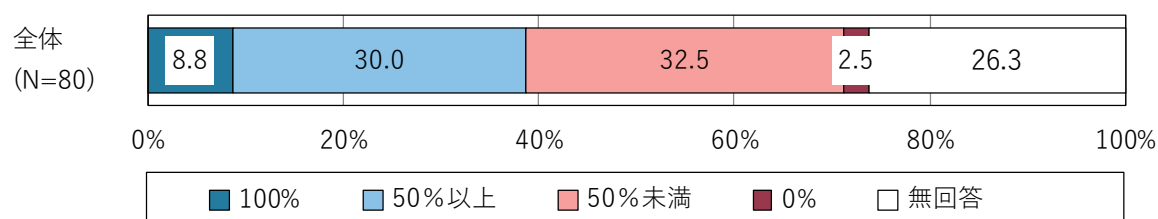
（図-42） 大村産農産物（米）の利用率



(3) 大村産農産物（野菜）の利用率

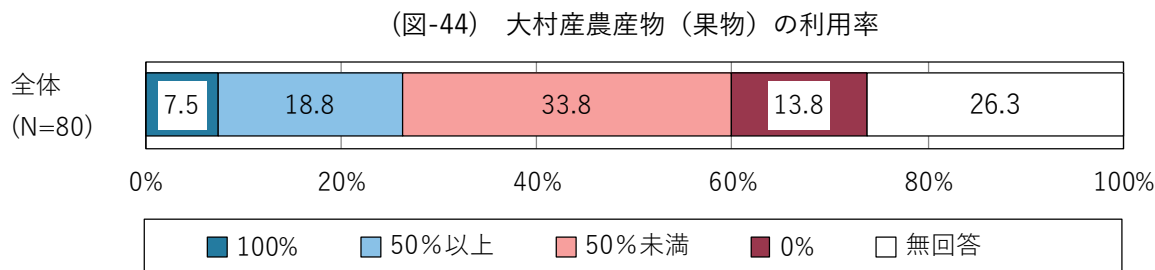
大村産農産物（野菜）の利用率について、「50%未満」が32.5%と最も高く、次いで「50%以上」が30.0%となっています（図-43）。

（図-43） 大村産農産物（野菜）の利用率



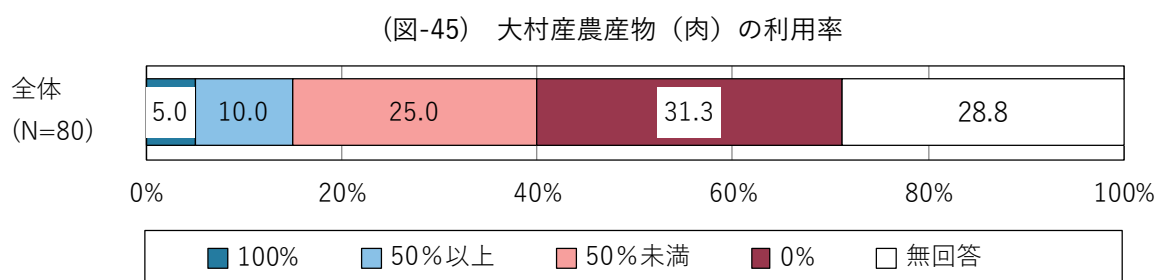
(4) 大村産農産物（果物）の利用率

大村産農産物（果物）の利用率について、「50%未満」が33.8%と最も高く、次いで「50%以上」が18.8%となっています（図-44）。



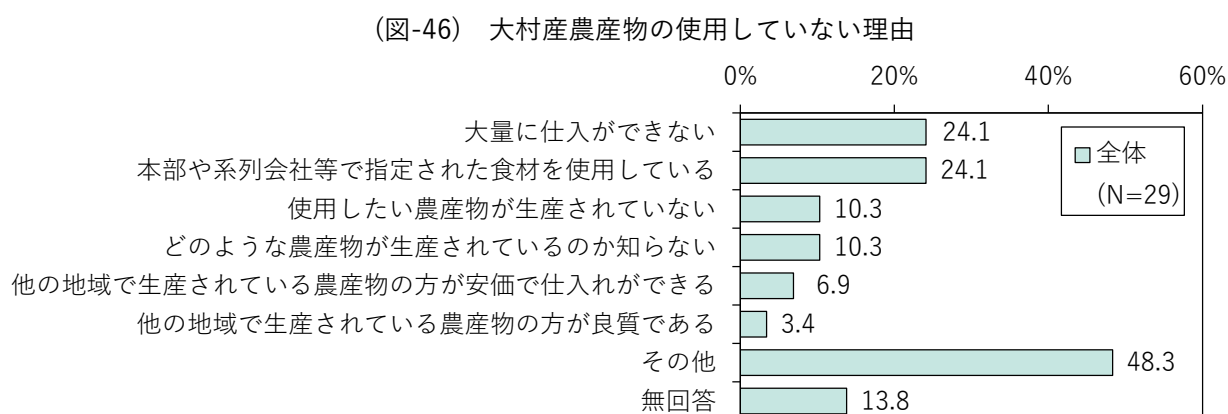
(5) 大村産農産物（肉）の利用率

大村産農産物（肉）の利用率について、「0%」が31.3%と最も高く、次いで「50%未満」が25.0%となっています（図-45）。



(6) 大村産農産物を使用していない理由

「大量に仕入ができない (24.1%)」、「本部や系列会社等で指定された食材を使用している (24.1%)」が、それぞれ2割強で高くなっています（図-46）。



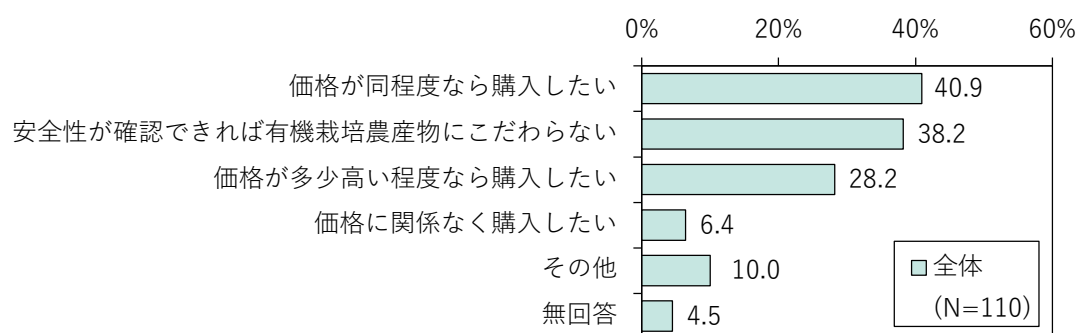
※「その他」の内容…「長崎産としかわからない」、「仕入れ方法がわからない」、「規格証明が必須の為」等。

3 有機農産物、大村市の農業政策について

(1) 有機農産物の購入意向

有機農産物の価格について、「価格が同程度なら購入したい」が40.9%と最も高く、次いで「安全性が確認できれば有機栽培農産物にこだわらない」が38.2%、「価格が多少高い程度なら購入したい」が28.2%となっています（図-47）。

（図-47） 有機農産物の購入意向



※「その他」の内容…「品質が良ければ価格よりも付加価値があると思う」、「品質の問題」、「なるべく安価で仕入れたいので、有機野菜など気にせず購入」、「味が良いものがよい」、「ニーズがあれば」等。

4 大村市の今後の農業政策に求めるもの・意見（抜粋）

【基本施策 1-1：生産性の向上】

- ・生産者、青果市場、仲買人が、今後共に共存できる仕組み、販売価格等を考えてほしい。

【基本施策 1-2：農産物のブランド化と販路拡大】

- ・生産者の意識の高揚と JA との協調などを図り、特産品を栽培するための改善が必要。
- ・地元の農産物を、じげもんの店だけでなく、大型スーパーにも広げてほしい。
- ・大村産の農産物をより広めるために、参加できるすべての飲食店に安価で提供できる体制を作ってほしい。
- ・大村の野菜を使った漬物などの加工品を増やすための販売ルート作り（施設作り）もぜひ政策の中に入れてほしい。
- ・空港、鉄道（駅）、メディアなど、大村市特産農産物の露出を増やす活動をしてほしい。
- ・大村は他の地域にない野菜への取組みも多いので継続してほしい（西洋野菜などの取組み）。

【基本施策 3-1：農地生産基盤の保全と強化】

- ・宅地を増やすのをやめ、農地を存続させてほしい。

【その他の意見】

- ・輸入食品に頼らない農業政策を進めてほしい。
- ・夏季に使用する苺を生産してほしい。
- ・無農薬の野菜等を、少しでも農家の方に負担がかからなく作ってもらえるよう、市からの補助等をおねがいしたい。
- ・スーパーでも全く無農薬の栽培野菜を販売してほしい。
- ・何よりも環境問題を優先第一に考えてほしい。

第5節 農業の課題

1 農業の生産性の向上と販路拡大

◎生産性の向上

農業従事者の減少及び高齢化が進む中では、AI^{※22}やIoT^{※23}、ICT^{※24}などの活用により、省力化・精密化や高品質生産を実現するスマート農業を導入し、生産性の向上及び多収量化を図る必要がある。アンケートの結果からは、収益性の改善以外に、スマート農業について、60歳以下の農業者の約6割が導入済みもしくは導入したいとの意向があることから、今後、具体的事例の周知や支援策の検討が必要である。

また、今後、化学肥料や化学農薬の使用量削減に取り組みたいとの農業者の意向をふまえ、有機栽培など環境負荷低減のための取組を推進することが必要である。

◎農産物のブランド化^{※25}と販路拡大

国の調査では有機栽培品と国産標準品では販売価格に5割以上の価格差があるとされている。市内食品関連業者を対象としたアンケートの結果からは、有機農産物でなくとも安全安心な農産物は受け入れたいとの意向も確認される。

農業所得を向上させるためには、安全安心な農産物について高品質化やブランド化に取り組むことにより農産物の付加価値を向上させ、他産地との差別化を図りつつ、主要品目を中心に販路の拡大を図る必要がある。

販路の拡大に向けては、従来の販路の拡大を図るとともに、ECサイト^{※26}の活用など、新規販路開拓に向けた取組が必要である。

※22 AI：Artificial Intelligence：一般的に人工知能と呼ばれ、人間のような知能を機能として持つコンピュータのこと。

※23 IoT：Internet of Things：身の周りのあらゆるものがインターネットにつながること。

※24 ICT：Information and Communication Technology：情報通信技術。コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術を活用したコミュニケーションのこと。

※25 ブランド化：ブランドとして認知されること。その銘柄が独自の価値をもつこと。

※26 ECサイト：インターネット上で商品を売買できるウェブサイトのこと。

◎ 6 次産業化^{※27} の推進

農業所得向上のため、農業者が農産物の生産だけにとどまらず 6 次産業化等に取り組み、生産物の価値をさらに高めることが課題となっている。そのため、今後は、この取組を発展させ、農山漁村発イノベーション^{※28} の取組などにより、農業所得の向上と雇用機会の確保を図る必要がある。

そのほか、農商工連携の一環として、労働力の確保にもつながる農福連携^{※29} の取組も継続させる必要がある。

◎ 農業体験等による農産物の PR

アンケートの結果からは、大村産農産物の PR 強化が必要との指摘があった。このことから、大村産農作物の付加価値を高め、他地区産品との差別化を図り、直売などにより従来の販路を拡大し、市内外での認知度を高めていくことが必要である。

そのため、今後は直売所や様々な媒体を活用した大村産農産物の P R 事業拡大とともに、新型コロナウイルス感染症に対応しながら、農業イベントや農業体験、農業ツーリズム等を活用し、農業者と消費者が交流できる機会を創出することで、大村市とその農産品への理解と関心を高め、市内外の住民に対して大村産農産物の購入促進を図る必要がある。

※27 6 次産業化：農林水産物の生産だけでなく、食品加工（第 2 次産業）、流通、販売（第 3 次産業）にも農林水産業者が主体的かつ総合的に関わること。

※28 農山漁村発イノベーション：地域の文化・歴史や森林、景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、地元企業などの多様な主体の参画によって新事業や付加価値を創出する取組。

※29 農福連携：農業と福祉を連携させ、農業・農村における課題や福祉における課題解決を図る取組。

2 農業の担い手の育成と確保

◎新規就農者の確保

農業者人口は年々減少・高齢化しており、農家の減少数が新規就農者数を上回るため、今後も就農者の発掘及び支援が必要である。また、就農支援は研修期間で終わることなく、就農後のフォローアップや機械等の農業資材の補助など、農業経営を持続できるよう継続的な支援が必要である。

◎認定農業者の育成

アンケートの結果では、多くの農業者が労働力不足を課題として挙げており、農作業受託組織^{※30}の需要が高まってきている。

また、農業経営を継続していくうえでは、農業の収益性が大きな課題となっており、認定農業者をはじめとする意欲ある農業者に対し、補助、事業者優遇措置の活用等による積極的な支援を行い、相談への対応や異業種との交流などスキルアップに向けたソフト面での支援も行いながら、経営感覚に優れた人材を育成する必要がある。

◎集落営農の推進

高齢化による生産力の低下や後継者不足を防ぐため、「実質化された人・農地プラン^{※31}」に沿って集落における中心的経営体に農地の利用集積を行っていくこととしているが、法人や集落営農、農作業受託組織による組織的な農業を推進するためには、組織におけるリーダーの育成を図る必要がある。

※30 農作業受託組織：農作業の全部または一部を受託し、受託料の収受を行う組織。

※31 実質化された人・農地プラン：集落において農家アンケートを実施し、農業者が地図により現況把握を行った上で、地域農業の将来の在り方を話し合い、中心となる経営体への農地の集約化に関する将来方針を作成し、市町村が公表するもの。令和元年度から令和3年度にかけて実質化の取組が行われ、本市においても市内42集落分について市ホームページにおいて公表済み。

3 農地の保全と有効活用

◎農業生産基盤の保全と強化

農用地においては、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金などの制度を活用し、集落における農地及び水路などの生産基盤の保全を支援していく必要がある。

農作業の効率化等を図るためには、傾斜地等の耕作条件の良くない農地にあっては、品目にあった基盤整備を推進する必要がある。

一方で、本市の経営耕地面積は年々減少しており、施設園芸や露地野菜等が盛んな平坦地の農地において人口増加に伴う宅地化が進行している。このため平坦地の農地についても、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積などにより、可能な限り優良な農地の保全を図る必要がある。

◎農地の利用集積

認定農業者等の意欲ある農業者の規模拡大のため、高齢化等に伴う離農や規模縮小した農業者等の農地については、人・農地プランの実質化集落を中心に農地の利用集積を進めることが必要である。

耕作放棄地面積は、年度によって変動があり解消には至っていない。上記農地の利用集積などを通じ、耕作放棄地の発生防止及び解消を図る必要がある。

◎有害鳥獣対策の推進

有害鳥獣による農作物被害額は減少傾向にあるが、アンケートの結果からも有害鳥獣駆除と防護柵の設置の必要性が高いため、捕獲対策をはじめとして、市と地元住民、関係機関とが連携した防止対策の実施を今後も継続し推進する必要がある。

第3章 基本目標及び施策体系

第1節 基本目標

大村市の農業の現状と課題を踏まえ、将来の農業振興に向けて、第5次大村市総合計画後期基本計画の基本目標に合わせた次の3つの基本目標を定め、農業の持続的な発展や豊かで住みよい地域社会の実現等を目指し、各種施策を展開します。



これからの農業は、スマート農業が加速化するとともに、デジタル技術を前提とした新たな農業への変革（デジタルトランスフォーメーション（DX））の実現や、みどりの食料システム戦略にある持続可能な食料システムの構築に向けて、カーボンニュートラル^{※32}等の環境負荷軽減のイノベーションの推進が求められています。

基本目標1では、省力化機械やスマート農業の導入による労力軽減を図り、農産物のブランド化や販路拡大、6次産業化発展への取組等を推進します。そのほか、農業に関するイベントや、農産物直売所を有効に活用する等、農業者と消費者が交流する機会を創出し、大村産農産物のPRを推進します。

基本目標2では、規模拡大や経営改善を図る認定農業者を重点的に支援しながら、新規就農者の確保、企業参入の促進等、多様な人材の確保に努めます。

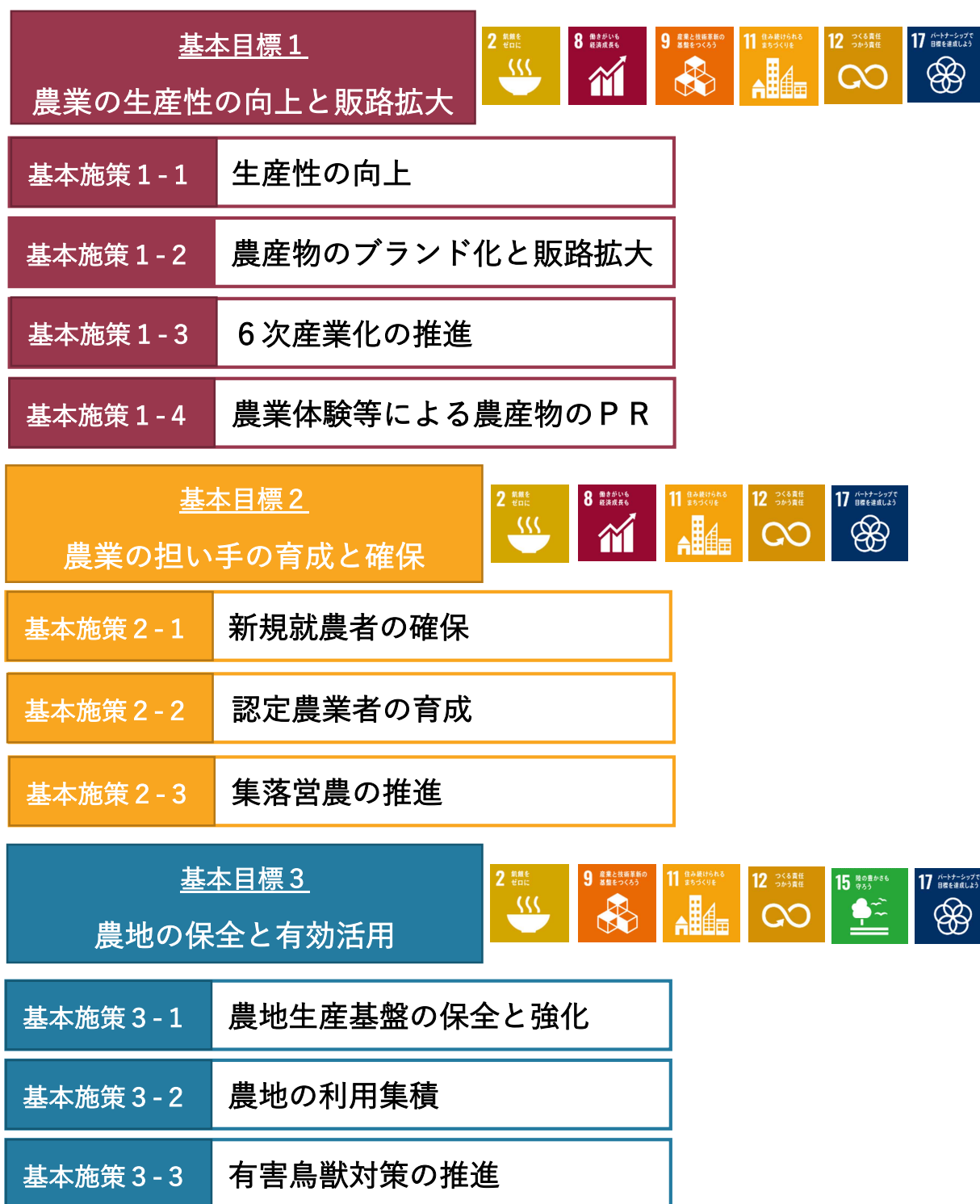
基本目標3では、それぞれの地域の実情に沿った基盤整備を進めながら、必要な利用集積を図り、農地の有効活用につなげます。また、有害鳥獣に対する被害防止のための対策を行います。

※32 カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

第2節 施策体系

3つの基本目標に対する各種施策は次のとおりです。

○体系図



□基本目標 1 農業の生産性の向上と販路拡大

基本施策 1 - 1 生産性の向上

農業にかかるコストや労力の軽減を図るとともに、環境負荷低減への配慮を行い、農産物の多収量化や品質向上に向けた栽培技術を確立し生産量及び収益性の向上を目指し、農業所得の向上につなげます。

（１）生産コストの低減と労力の軽減

ビニールハウスへの二重カーテン※³³ やヒートポンプ※³⁴ 式暖房機などの省エネルギー設備の設置のほか、営農に必要な機械の共同利用を促進することにより、生産コストの低減を図ります。

また、省力化機械の導入による労力の軽減を図ります。

（２）収量の増加と品質向上

生産性の高い生産技術の確立とあわせ、収量の増加が見込める新品種への改植、農業用ハウス内環境の最適化（光合成の促進）などの取組を推進し、収量の増加を図ります。

また、農産物の出荷率を向上させるなど、品質向上に繋がる取組を推進します。

（３）規格外の農産物の利活用

生産時や出荷時における規格外の農産物について、生産者をはじめ、JA や直売所、県内の大学等と連携し、規格外農産物の利活用への取組を推進します。

※33 二重カーテン：ハウス内の温度上昇を促進するため、内側に設置するカーテン。

※34 ヒートポンプ：少ない投入エネルギーで、空気中から熱をかき集めて、大きな熱エネルギーとして利用する技術。

（４）安全・安心な農産物の供給

食品安全、環境保全及び農作業安全等の管理基準を定めた GAP^{※35} の取組を推進します。また、GLOBALG.A.P^{※36} や J-GAP^{※37} 等に取り組む組織を育成しながら、安全安心な農産物の供給に向けた取組を推進します。

（５）持続可能な農業の推進

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷事業活動の促進等に関する法律^{※38}」に基づき、県と市が共同して策定した「長崎県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画^{※39}」により、有機農業の取組面積の拡大や化学肥料・化学農薬の低減等、環境負荷低減事業活動に対する理解と機運の醸成を図るとともに、関係団体等と連携して推進します。

特に海外情勢により価格が高騰している化学肥料については、耕畜連携^{※40} による堆肥の代用の取組のほか、下水汚泥の肥料化の取組等について推進します。

（６）スマート農業の推進

経験が浅い生産者でも AI や IoT などの先端技術を活用することにより、農作業の自動化（省力化）やデータの活用により農作物の品質向上や多収量化に取り組むことが可能となるため、水稻防除用ドローンや施設園芸における複合環境制御技術^{※41} など既に導入済みの生産者の具体的事例を周知し、労働力不足など生産現場の課題を先端技術で解決するなど、地域のスマート農業を推進します。

※35 GAP：Good Agricultural Practice：農業生産工程管理の略語で、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。

※36 GLOBALG.A.P：農産物生産における安全管理を向上させ、円滑な農産物取引環境の構築を図るとともに、農産物事故の低減をもたらすことを目的に、欧州の流通小売の大手企業が独自で策定した食品安全規格を標準化したもの。

※37 J-GAP：農場や JA 等の生産者団体が活用する農場・管理団体の基準であり、認証制度。農林水産省が導入を推奨する農業生産工程管理手法の 1 つ。

※38 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷事業活動の促進等に関する法律（略称：みどりの食料システム法）：みどりの食料システム戦略を実現させるため、生産から消費まで環境負荷の低減に資する取組を推進する基本理念等を定めた法律（令和 4 年法律第 37 号）。

※39 長崎県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画：みどりの食料システム法の基本方針に基づき県と市が共同して作成し、国の同意を得た基本計画。

※40 耕畜連携：米や野菜等を生産する耕種農家と畜産農家の連携。耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、畜産農家へ耕種農家が生産した飼料を提供するなどの連携のこと。

※41 複合環境制御技術：光、温度、湿度、CO² 濃度などの植物の生育に関連する環境因子を測定し、加温機、換気装置、CO² 発生装置等の一体的な制御により、多収量化に向けて植物の最適な生育環境を作り出す技術。

農産物や農産物加工品のブランド化を推進するとともに、販路拡大に向けて地産地消の取組を推進します。

（１）特色ある「大村産」農産物のブランド化

大村産農産物が市内外の消費者から認知されるため、生産者や生産者団体、関係機関と連携し、様々な販売促進イベントや商談会への出展などを通じてブランド化を図ります。

あわせて、加工品に対する大村産農産物の利用促進を図りながら、「大村産」の価値を高める取組を推進します。

（２）農産物の流通機能体制の強化

有利な価格形成を図るために必要となる、計画的な集出荷体制を充実させるとともに、長崎県の中心に位置する本市の立地や、交通網の利点を活かし、JA や大村市総合地方卸売市場等と連携した流通機能体制の強化を図ります。

地元農産物については、百貨店、総合スーパーなどの広域的な販売店舗での取扱いが可能となるよう取組を進めます。

また、インボイス制度^{※42}については、生産者の理解が深まるよう JA 等の関係機関と連携し、周知啓発に努めます。

（３）新たな販路の拡大

県内外に大村産農産物の認知度を高め、新たな販路を確保するために、ふるさと納税の活用や E C サイトでの販売、アンテナショップの活用や SNS^{※43} を利用した情報の発信のほか、首都圏や大都市の飲食店などへの PR を実施します。

地元販売店や飲食店などに対し、安全安心で付加価値がある大村産農産物の販売や消費を促す取組などを通じて、地産地消を推進します。

また、近年の海外における和食人気の高まり等を踏まえ、欧州やアジア諸国等に対する農産物の輸出に向け、県や JA 等と連携し販路開拓を推進します。

※42 インボイス制度：令和 5 年 10 月 1 日から導入が予定されており、適格請求書（インボイス）を用いて消費税の仕入税額控除を受けるための制度のこと。

※43 SNS：ソーシャルネットワークサービスの略。社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのことをいう。代表的なサービスとして、Facebook、LINE、Twitter、Instagram 等がある。

（４）学校給食等への取組

関係団体と連携し、小・中学校や保育施設等における給食の食材への大村産農産物の利用促進を図るとともに、大村産農産物の使用について SNS を活用した情報発信に努め、地産地消の取組を推進します。

（５）直売所の支援

新鮮で安心・安全な農産物や、地元食材を使用した加工品の販売など、農産物直売所が持つ特性を活かし、それぞれの地域の実情を踏まえながら、今後も継続して直売所の支援を行います。

農業者が自ら生産（１次）、加工（２次）、販売（３次）までを一体的に取り組むことや加工業者、販売業者と連携して取り組む６次産業化を推進します。

（１）６次産業化への取組支援

６次産業化に意欲のある農業者に対し、国や県等が実施する説明会や研修会等を通じて、６次産業化に取り組むメリットやリスク等を理解してもらうとともに、長崎県食品開発支援センターや大村市産業支援センターの利活用を推進します。

また、６次産業化を発展させるためには、多様な事業者の参画により大村産農産物を活用した加工品開発や付加価値をつける必要があることから、国が推進する農山漁村発イノベーションの取組について、関係機関と連携を図りながら推進します。

（２）農商工連携及び農福連携の推進

農業者と商工業者との交流を促進するとともに、双方の強みを活かした新製品の開発・生産、販売方式やシステムの開発等、関係機関と一体となって取組めます。

また、農業分野と福祉分野が連携し、農繁期の労働力不足の解消や障がいがある方の就業機会の確保などにより、各々が抱える課題解決に取り組めます。

大村の魅力的な食や農業等にふれることのできる農家民泊等のグリーン・ツーリズム※44を推進しながら、農業イベント等による大村産農産物の PR に努めます。

（１）農業体験施設の充実

広報紙や市ホームページ、SNS 等を通じて「フルーツの里ふくしげ」をはじめとした観光農園の情報を積極的に情報発信することにより、市外からの観光客に農業と触れ合う機会を広めながら、大村産農産物の PR に努めます。

また、市民が農業にふれあう場としての市民農園の充実を図ります。

（２）グリーン・ツーリズムの推進

農業体験や農家民泊、農家レストラン等の場を通して、自然や文化、人々との交流を楽しむ大村ならではのグリーン・ツーリズムを推進するため、大村市グリーン・ツーリズム推進協議会と連携を図ります。

（３）農業イベント等による交流

直売所や農業イベントなど多様な交流の場において地元農産物の PR を行い、生産者と消費者の「顔が見え、話ができる」関係を構築し、地産地消を推進します。

※44 グリーン・ツーリズム：農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。滞在の期間は、日帰りの場合から、長期的又は定期的・反復的な（宿泊・滞在を伴う）場合まで様々。

□基本目標2 農業者の担い手の育成と確保

基本施策2-1 新規就農者の確保

個人・団体を問わず、新たに農業を始めたい人材を発掘し、継続的な支援を実施します。

(1) 就農希望者の発掘

本市における農業の現状や魅力等について、広報紙や市ホームページ、SNS、首都圏や大都市で開催される新農業人フェア等を通じて、情報を発信します。

また、市内の保育施設、小中学校、高等学校等の児童生徒に対する農業生産者との交流を通じた農業体験学習を推進するなど、農業への意識を醸成し、就農希望者の発掘につなげます。

(2) 新規就農者の継続的な育成

新規就農希望者に対し、県などと連携し、国及び県の支援策を活用しながら農地のあっせんや経済的支援を実施します。

あわせて、農業法人や県の新規就農者受入団体登録制度を活用した先導的農業者などによる技術的な支援のほか、就農時に必要な施設・機械等について、補助事業や融資制度などにより、初期投資に係る負担の軽減を図ります。

また、就農から一定期間経過した就農者についても、県やJAなどの関係機関と連携し、農業者として自立できるよう継続的に支援します。

(3) 女性農業者の育成

地域農業の活性化において重要な役割を果たす女性農業者を育成し、人材の確保を図ります。

また、農業の担い手^{※45}としての位置づけを明確にしながら、女性農業者の活躍の場を広げられるように支援します。

(4) 多様な人材の確保

県や関係機関と連携し、農業の担い手となる企業や法人等の農業参入を推進するとともに、雇用就農者の育成に取り組む企業や法人等を支援しながら人材の確保を図ります。あわせて、企業や個人における半農半X^{※46}の事例を紹介するなど、多様な人材の確保に努めます。

※45 農業の担い手：認定農業者や集落営農組織、農業法人などの農業経営体。

※46 半農半X：農業を営みながら、農業以外でやりたいこと、やりがいのある仕事に従事するライフスタイル。

農業の担い手の確保を図るため、認定農業者を積極的に支援し、経営感覚に優れた人材を育成します。

（１）認定農業者の育成

補助事業への優先取組や融資制度の優遇措置等、各種制度の周知を行うことにより、認定農業者を育成します。あわせて、認定新規就農者^{※47}の認定期間（５年）経過後は認定農業者へ誘導し、地域の中核となる農業者の育成を図ります。

（２）支援体制の充実

認定農業者向けの農業経営に関する相談会や異業種との交流会、認定農業者同士の意見交換会等を実施します。

また、現在課題となっている労働力不足の問題については、労働力不足を補う農作業受託組織として、みかんやいちごなどの農作業繁忙期にシルバー人材センターが、にんじんやカーネーションの農作業で福祉事業所の就労などがあるところですが、今後さらに必要性が高まると思われることから、支援体制の充実を図ります。

（３）農業の収益性改善のための支援

農業の収益性の改善が課題となっているため、規模拡大や経営改善を図る認定農業者を重点的に支援するとともに、スマート農業などの先駆的な取組を行う認定農業者に対し支援します。

※47 認定新規就農者：市町村から農業経営基盤強化促進法第14条の4に規定する青年等就農計画の認定を受けた農業者。青年等就農資金の借入が可能となるなどの優遇措置がある。

組織的な農業の推進と組織の中心となるリーダーの育成を図りながら、集落営農を推進します。

（１）組織的な農業の推進

高齢化や兼業、小規模農家等に対する労働力の軽減や農業機械導入の際の負担軽減を図るため、集落においては実質化された人・農地プランに沿って中心的経営体への農地の利用集積を進めるとともに、JA や生産部会等と連携し農作業受託組織の強化を図ります。

また、農作業受託組織や既存の農作物生産部会を集落営農組織^{※48}へと発展させるため、県をはじめ JA 等の関係機関と協議し、設立や運営に関する研修会・先進地視察等を通じて、話し合いによる合意形成を図りながら地域の実情に沿った取組を推進します。

（２）法人化の推進

集落営農組織や農業者の法人化に対する取組として、農業経営に関する研修会や情報提供を行うとともに、税理士や中小企業診断士等の専門家による助言や経営診断を県と一体となって取り組むとともに、農業法人経営コンサルタントなどの専門員を派遣し、法人化を推進します。

また、法人化を図るうえで、組織の中心となるリーダーの存在は必要かつ重要となってくることから、県が実施するリーダー育成研修への参加などにより、次世代のリーダーを育成します。

※48 集落営農組織：集落を単位として、集落の農家の協力のもと、農業生産過程の全部または一部について、共同で取組む組織。

基本目標 3 農地の保全と有効活用

基本施策 3-1

農業生産基盤の保全と強化

平坦地における農地や中山間地域がもつ農地の多面的機能を保全するとともに、農地や農道等を整備し農業生産基盤を強化します。

(1) 補助制度の有効活用

国や県の補助制度を有効に活用し、老朽化している農道、ため池、用水路等については、計画的な改修を行い、適切な保全と維持管理に努めるとともに、農業生産基盤の保全のため、地域と一体となり農地の保全を図ります。

(2) 平坦地における農地の保全

宅地化が進行している農業振興地域外の平坦地の農地については水稻や野菜等の生産に適した優良な農地が多く、また防災機能などの多面的な機能を有していることから、農地中間管理事業の周知を図りながら農地の保全に努めます。

また、農産物の供給や災害時の防災空間、良好な景観の形成など平坦地の農地がもつ多様な機能について、農業イベントや様々な機会を通じて、農地の保全に対する理解を図ります。

(3) 土地基盤整備の推進

中山間地域や傾斜地等における生産効率を向上させ、収益性の高い品目の営農類型に対応可能な生産基盤を確立するため、地形条件に応じた弾力的な土地基盤整備を推進します。

農地の利用集積を推進しながら、耕作放棄地の解消と利活用を図ります。

（１）農地の利用集積

農業振興地域内の農地については、離農や規模縮小を検討している農業者から意欲ある農業者への農地の利用集積を図ります。

また、令和４年度の農業経営基盤強化促進法^{※49}の改正により、地域住民や関係者と話し合いを行ったうえで、「目標地図^{※50}」を含む地域計画^{※51}の策定が求められています。本市でも、これまでの策定された人・農地プランを土台とした協議を行い、地域計画の策定に取り組めます。

農業振興地域以外の農地については、農業委員会による離農や規模縮小等の、意向確認調査の結果を踏まえながら、農地の利用集積が円滑に進むよう、遊休農地や耕作放棄地の有効活用に努めます。

（２）耕作放棄地の発生防止と利活用の推進

耕作放棄地の所有者に対して、農業委員会と連携し、耕作放棄地の発生防止と農地の利活用を図るよう、指導及び改善の強化を図ります。

あわせて、中山間地域や傾斜地等の耕作条件が不利な地域については、国や県の補助事業などの関連支援策を一体的に実施します。

また、すでに山林化し、農業での再生利用が不可能な耕作放棄地については、農地法に基づき非農地化し、森林環境譲与税の活用等により保全します。

※49 農業経営基盤強化促進法：意欲ある農業者に対する農用地の利用集積、これらの農業者の経営管理の合理化等の措置を講じるために作られた法律。

※50 目標地図：農業者の意向等の情報等を踏まえたうえで、10年後に目指すべき農地利用の姿を農地1筆ごとに地図に表示したもの。農地を「農業利用」と「保全管理」に分けたうえで、将来の農地の受け手（耕作者）を明確化する。

※51 地域計画：人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」で、10年後までに誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを地区の話し合いに基づきまとめる計画。

農産物や農地等への被害を抑制するため、地域全体で有害鳥獣対策での取組を推進します。

（１）被害防止対策の強化

イノシシやアライグマ、アナグマ等の有害鳥獣から農産物を防護するため、ワイヤーメッシュ柵や電気柵等の防護柵を効果的に設置できるよう支援します。あわせて、大村猟友会と連携し、箱わなや猟銃による捕獲対策を強化します。

さらに、有害鳥獣の情報収集に向け、センサーカメラの設置等の ICT 技術を活用し、さらなる対策の強化を図ります。

また、農業者に対する捕獲研修会や勉強会等を通じて、防護柵設置後の適正管理や農産物の残さの処分を徹底し、効果的な有害鳥獣対策を実施します。

（２）捕獲隊の結成等による対策の強化

地域の実情に応じた有害鳥獣の「捕獲隊」の結成や捕獲対策に取り組む人材の育成を推進しながら、有害鳥獣対策を強化します。

あわせて、有害鳥獣の棲み処となる場の発生を防止するため、関係機関と連携しながら農地や河川等の草刈りを行う等、有害鳥獣との「棲み分け」を推進します。

また、イノシシやアライグマ、アナグマ等の生態と対処方法について、広報誌や市ホームページ等を通じて市民の理解を深めます。

第4章 関係者の役割と数値目標

第1節 関係者の役割

市

市は、農業者及び農業に関する団体・市民・食品関連事業者と連携しながら、計画的かつ効果的に実施するとともに、その結果や効果を定期的に検証し、施策の改善を図ります。

また、市は、農業者・農業に関する団体・市民・食品関連事業者を結びつけるコーディネーターの役割を果たします。

農業者及び農業に関する団体

農業者及び農業に関する団体は、自らが安全な食料の生産者であって、農村における地域づくりの主役であることを認識し、主体的に行動します。

また、安全で安心な農産物を安定的に生産するとともに、自らが生産する農産物について積極的な情報発信を行い、消費者ニーズや事業所の新しい技術等の情報を積極的に入手して、自らの農業経営に活かします。

市民及び食品関連事業者

市民・食品関連事業者は、農業・農村に関する問題が市民生活に密接に関係していることを踏まえ、農業・農村に対して、常に関心を持ち、正しく情報を理解し、消費者ニーズを的確に農業者、農業に関する団体に伝えます。

食品関連事業者は、市民に対し、安全で安心な食料の供給が図られるよう努め、市民は地元で生産される農産物を積極的に消費することにより、農業者の生産意欲を高めます。

また、市民共有の貴重な財産である本市の農業農村を支える取り組み等、それぞれの立場で参加します。

第2節 数値目標

基本施策を展開するにあたって、令和14年度に達成すべき数値目標を、以下のとおり基本施策ごとに設定します。

なお、毎年度各種施策の実施状況について、市のホームページ等を活用し公表します。

○数値目標

基本目標	基本施策	指標	基準 (令和3年度)	目標 (令和14年度)
1 農業の生産性の向上と販路拡大	1 生産性の向上	認定農業者の平均農業所得（千円／年）	4,470	5,300
	2 農産物のブランド化と販路拡大	新たにブランド化した農産物の品数（品）（累計）	4	9
	3 6次産業化の推進	6次産業化への新規参入件数（件）（累計）	7	13
	4 農業体験等による農産物のPR	農業イベントへの参加者数（人／年）	2,015 (令和元年度： 19,068)	28,000
2 農業の担い手の育成と確保	1 新規就農者の確保	新規就農者数（人／年）	17	17
	2 認定農業者の育成	認定農業者数（人）	210	300
	3 集落営農の推進	集落営農組織数（組織）	2	6
3 農地の保全と有効活用	1 農業生産基盤の保全及び強化	鈴田・内倉地区基盤整備事業（R2～R8）進捗率（％）	12.5	100
	2 農地の利用集積	農地利用集積面積（農地中間管理事業活用面積）（ha）（累計）	262.5	370.0
	3 有害鳥獣対策の推進	有害鳥獣による農業被害額（千円／年）	5,267	3,700

第 2 期大村市農業基本計画（令和 5 年度～令和 14 年度）

大村市産業振興部農林水産振興課

〒856-8686 長崎県大村市玖島 1 丁目 25 番地

〔TEL〕 0957-53-4111 〔FAX〕 0957-54-9567

〔大村市ホームページ〕 <http://www.city.omura.nagasaki.jp/>
